

# 職員の給与等に関する報告及び勧告

令和5年10月

岡山市人事委員会





岡人委第 194 号  
令和 5 年 10 月 4 日

岡山市議会議長 田口 裕士 様  
岡山市長 大森 雅夫 様

岡山市人事委員会

委員長 藤 岡 温

本委員会は、地方公務員法第 8 条、第 14 条及び第 26 条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せてその改定について別紙第 2 のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。



# 目 次

<b>別紙第1 報告</b> .....	<b>1</b>
1 勧告の意義 .....	1
2 職員給与の状況 .....	1
3 民間給与等の状況 .....	2
(1) 職種別民間給与実態調査 .....	2
(2) 調査の実施結果 .....	3
4 職員給与と民間給与との比較 .....	5
(1) 比較方法 .....	5
(2) 月例給 .....	5
(3) 特別給 .....	5
5 職員給与と国家公務員給与との比較 .....	6
6 物価及び生計費 .....	6
(1) 物価指数 .....	6
(2) 標準生計費 .....	6
7 人事院の給与等に関する報告及び勧告の概要 .....	7
8 むすび .....	12
(1) 本年の給与改定 .....	12
(2) その他給与に関する諸課題 .....	14
(3) 人事管理に関する諸課題 .....	15
9 おわりに .....	22
<b>別紙第2 勧告</b> .....	<b>23</b>

参考資料 .....	(参考資料頁)
------------	---------

1 職員給与関係 .....	1
2 民間給与関係 .....	31
3 生計費関係 .....	49
4 労働経済関係 .....	51



## 別紙第 1

# 報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、昨年 9 月、議会及び市長に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。その後も引き続き、本市職員の給与の実態、市内民間事業所従業員の給与等の勤務条件及びその他諸情勢について絶えず調査研究を行い、公正かつ中立な立場から、職員の給与等の勤務条件について検討を重ねてきた。

その結果について、次のとおり報告する。

## 1 勧告の意義

人事委員会の勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対して社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保することを目的に、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて、地域の民間給与水準との均衡を図ることを基本とするものである。

これは、職員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが求められる中で、民間企業とは異なり、その給与等は市場原理による決定が困難であること、公務が円滑に遂行されるためには社会一般の情勢に適応した適正な給与等の確保が必要であることなどから、労使交渉等を経てその時々を経済・雇用情勢を反映して決定される民間事業所の従業員の給与等に準拠することによって、職員の給与等を定めることが、最も合理的であり、職員の理解と納得とともに、広く市民の理解が得られる方法であると考えられるからである。

## 2 職員給与の状況

本委員会は、本年 4 月 1 日を調査期日として、本市職員の給与の実態を把握するため「令和 5 年職員給与実態調査」を実施した。

調査の対象となった職員の総数は、7,116 人であった。このうち行政職給料表適用者(3,839 人)から、消防職員や保育士等の福祉職に相当する職員と令和 5 年 4 月の採用者のうち新規学卒者等を除いた公民給与比較対象職員は、2,671 人であり、これらの給与等の状況は次表に示すとおりである。

第1表 職員の給与等の状況

項 目		職員給与実態調査 対象職員	うち 公民給与比較対象職員
人 数		7,116 人	2,671 人
平均年齢		41.3 歳	44.1 歳
平均経歴年数		18.9 年	21.6 年
学 歴 構 成	大 学 卒	85.4%	82.4%
	短 大 卒	6.8%	5.2%
	高 校 卒	7.5%	11.5%
	中 学 卒	0.4%	0.9%
平 均 給 与 月 額	給 料	344,117 円	346,563 円
	扶 養 手 当	9,016 円	10,319 円
	地 域 手 当	11,063 円	11,428 円
	住 居 手 当	6,743 円	6,237 円
	管理職手当	10,071 円	16,156 円
	単身赴任手当	25 円	45 円
	初任給調整手当	208 円	6 円
	合 計	381,243 円	390,754 円

(注) 百分率(%)で示しているものについては、小数点第2位を四捨五入しているため比率の合計が100%にならない場合がある。(以下第5表まで同じ。)

(参考資料 1 職員給与関係 第1表(P4,5) 参照)

### 3 民間給与等の状況

#### (1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員給与と民間給与との精密な比較を行うため、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の市内の345の民間事業所から、人事院において無作為抽出された121事業所を対象に、人事院、岡山県人事委員会等と共同で「令和5年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務と類似すると認められる事務・技術関係の職務に従事する者等について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等についての詳細な調査を行った。

また、民間企業における給与改定の状況や定期昇給の実施状況、諸手当の支給状況等についても事業所単位で調査を行った。

調査の完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解と協力を得て、90.0%と極めて高い水準となっており、調査結果は広く市内民間事業所の



給与等の状況を反映したものとなっている。

(参考資料 2 民間給与関係 (P32) 参照)

## (2) 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

### ① 初任給の状況

事務・技術関係職種における新規学卒者の採用を行った事業所のうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で 46.1% (昨年 28.0%)、高校卒で 62.2% (同 33.0%) であり、昨年に比べ大学卒で 18.1 ポイント、高校卒で 29.2 ポイント増加している。一方、初任給が据置きになっている事業所は、大学卒で 53.9% (同 72.0%)、高校卒で 37.8% (同 67.0%) となっており、昨年に比べ大学卒で 18.1 ポイント、高校卒で 29.2 ポイント減少している。

また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で 203,888 円 (同 197,025 円)、高校卒で 170,556 円 (同 167,633 円) となっている。

第2表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

項目 学歴	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
		増額	据置き	減額	
大学卒	40.1	(46.1)	(53.9)	(0.0)	59.9
高校卒	21.2	(62.2)	(37.8)	(0.0)	78.8

(注) ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を 100 とした割合である。

第3表 民間における学歴別初任給

職種	大学卒	短大卒	高校卒
新卒事務員・技術者	203,888 円	185,176 円	170,556 円

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

備考 本市職員の場合、行政職の初任給(地域手当を含む。)は、大学卒 197,039 円、短大卒 173,658 円、高校卒 162,843 円である。

### ② 給与改定の状況

民間事業所においては、一般の従業員(係員)について、ベースアッ

プを実施した事業所の割合は 53.7%（昨年 29.7%）、ベースアップを中止した事業所の割合は 0.7%（同 9.9%）であり、ベースダウンを行った事業所はなかった。

第4表 民間における給与改定の状況 (単位：%)

項目 役職段階	ベース アップ 実施	ベース アップ 中止	ベース ダウン	ベース アップの 慣行なし
係員	53.7	0.7	0.0	45.7
課長級	44.4	5.1	0.0	50.5

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

また、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は 94.8%（昨年 91.4%）となっている。そのうち、昇給額について、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は 41.0%（同 25.0%）、減額となっている事業所の割合は 1.1%（同 4.7%）、昇給額が昨年に比べて変化がなかった事業所の割合は 52.6%（同 61.6%）となっている。なお、定期昇給を中止した事業所はなかった。

第5表 民間における定期昇給の実施状況 (単位：%)

項目 役職段階	定期昇給制度あり						定期 昇給 制度 なし
		定期昇給実施				定期 昇給 中止	
		増額	減額	変化 なし			
係員	94.8	94.8	41.0	1.1	52.6	0.0	5.2
課長級	85.6	85.6	35.1	0.0	50.5	0.0	14.4

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

## 4 職員給与と民間給与との比較

### (1) 比較方法

月例給の公民の比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては事務職員及び技術職員、民間においては公務の事務職員及び技術職員に類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢階層を同じくする者同士を対比させ、精密な比較を行うものである。

月例給の水準比較に当たっては、個々の本市職員に地域の民間給与額を支給したと仮定すれば、これに要する支給総額が、現に支払っている支給総額に比べてどの程度の差があるかを算出するラスパイレス方式をとっている。  
(参考資料 2 民間給与関係 第 18 表(P47) 参照)

### (2) 月例給

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員と民間における本年 4 月分の諸手当を含む給与額を対比させ、精密に比較を行った。

その結果、次表に示すとおり、本市職員の給与が、民間給与を1人当たり平均 3,659 円 (0.94%) 下回っていた。

第6表 職員給与と民間給与との較差

民間給与(A)	職員給与(B)	公民給与の較差 (A)-(B) [ $[(A)-(B)]/(B) \times 100$ ]
394,413 円	390,754 円	3,659 円 (0.94%)

(注) 民間給与、職員給与ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

### (3) 特別給

職種別民間給与実態調査の結果によると、昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の支給割合は、次表に示すとおり所定内給与月額に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数 (4.40 月) が、民間事業所の特別給を 0.09 月分下回っていた。

第7表 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期(A1)	356,150 円
	上半期(A2)	354,892 円
特別給の支給額	下半期(B1)	777,173 円
	上半期(B2)	820,357 円
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.18 月分
	上半期(B2/A2)	2.31 月分
	年 間	4.49 月分

(注) 「下半期」とは令和 4 年 8 月から令和 5 年 1 月まで、「上半期」とは同年 2 月から 7 月までの期間をいう。

## 5 職員給与と国家公務員給与との比較

総務省の令和 4 年地方公務員給与実態調査によると、令和 4 年 4 月時点における国の行政職俸給表（一）の適用職員の俸給月額と、これに相当する本市一般行政職員の給料月額を、学歴別・経験年数別にラスパイレス方式により比較すると、国家公務員の指数を 100 とした場合の本市職員の指数は、100.8 となっている。

## 6 物価及び生計費

### (1) 物価指数

総務省統計局による本年 4 月の消費者物価指数は、昨年 4 月と比べて全国で 3.5%、岡山市で 3.7%の増加となっている。

(参考資料 4 労働経済関係 第 21 表(P52,53) 参照)

### (2) 標準生計費

本委員会が総務省統計局による家計調査を基礎に算定した本年 4 月における本市の 2 人世帯、3 人世帯及び 4 人世帯の標準生計費は、それぞれ 120,850 円、162,690 円及び 204,530 円となっている。

(参考資料 3 生計費関係 第 20 表(P50) 参照)

## 7 人事院の給与等に関する報告及び勧告の概要

人事院は、本年8月7日、国家公務員法等の規定に基づき、国会及び内閣に対し、公務員人事管理に関する報告、職員の勤務時間の改定に関する勧告、職員の給与に関する報告及び職員の給与の改定に関する勧告を行った。その概要は次のとおりである。

### 令和5年 公務員人事管理に関する報告の骨子



#### 基本的な考え方

社会経済情勢や国際情勢が激変する中、国民の利益を守り、世界最高水準の行政サービスを提供し、活力ある社会を築く

➡ 行政の経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠

職員一人一人が躍動でき、Well-beingが実現される環境整備が必要



公務組織を支える  
多様で有為な人材の確保の  
ための一体的な取組



職員個々の成長を通じた  
組織パフォーマンスの  
向上施策



多様なワークスタイル・ライフ  
スタイル実現とWell-being  
の土台となる環境整備

さらに、新時代にふさわしい公務員人事管理を実現すべく、有識者会議を設置し  
聖域なく課題横断的に議論（令和6年秋を目途に最終提言）

# 1 公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組

## 課題認識

公務組織を支える多様で有為な人材を確保するためには、採用試験を通じた新規学卒者等の確保・育成だけでは組織を維持することは難しく、民間企業等で多様な経験や高度な専門性を有する人材をより一層公務に誘致し、確保することが不可欠。これを実現するため、採用手法、人材育成、給与等の在り方について一体的な取組を推進していく必要

## 課題への対応

### 民間と公務の知の融合の推進

#### 実務の中核を担う人材の積極的誘致

幅広い府省において、民間人材等を政策・事業の実施等を担う係長級の職員として採用する試験を創設

#### 官民人事交流の促進のための発信強化

交流経験者へのアンケート調査により、官民人事交流を通じて得られる効果等を把握し積極的に官民双方に向け発信

#### 公務組織への円滑な適応支援(オンボーディング)の充実

民間人材等が早期に職場に適応し能力発揮できるようにするため、オンボーディング研修の拡充や好事例の共有等

### 採用試験の実施方法の見直し

採用試験改革を着実に進めるとともに、受験しやすい試験実施方法を実現する観点から、オンライン方式を活用した採用試験の実施に向けた課題等を整理・検討

### 今後の公務に求められる人材の戦略的確保に向けた取組

#### 優秀な人材確保に資する採用戦略の検討

優秀な新規学卒者や民間人材、理系人材等の獲得に必要な採用戦略の在り方を多角的な観点から議論する場として、有識者を交えた意見交換スキームを創設

#### 人材確保を支える処遇の実現

令和6年  
給与アップデート

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

- ✓ 新卒初任給の引上げ
- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(若手・中堅優秀者の処遇引上げ、民間人材等の採用時給与のベース引上げ)
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ
- ✓ 特定任期付職員のボーナス拡充
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

#### 非常勤職員制度の運用の在り方の検討

非常勤職員の人材確保も厳しさを増しているとの意見がある中、各府省の実態等を把握しつつ、制度の適切な運用の在り方等について検討

3

# 2 職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策

## 課題認識

職員のキャリア形成意識を各人の成長意欲等につなげ、組織全体のパフォーマンス向上等の原動力とすることが必要。そのため、職員個々のキャリアの明確化、幹部職員・管理職員のマネジメント力向上が不可欠。職員の学び直し、能力・実績に基づく登用等の推進も重要

## 課題への対応

### 職員の自律的なキャリア形成・主体的な学びの促進

- ✓ 20～30歳台の若手職員を対象としたキャリア支援研修やマネジメント層のキャリア支援力向上に資する取組を拡充
- ✓ 職員の自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しのため、内閣人事局や各府省と協力し、職員が学びに利用できる研修や研修教材等を整理・一覧化
- ✓ 職員個人の主体的な学びが仕事にいかされ、キャリアパスにつながることを実感し、次の成長の意欲となる「学びと仕事の好循環」の形成に向け、各府省との意見交換も踏まえながら分析・検討し、可能な支援を実施
- ✓ 職員の健康への配慮のほか、職務専念義務、職務の公正な執行、国民の公務への信頼の確保の必要性を踏まえつつ、職員としての成長や組織のパフォーマンス向上等につながるような兼業の在り方について、各府省等の意見を聞きながら検討

### 個々の力を組織の力へつなげる取組

#### 組織パフォーマンス向上に資する人事管理の推進

人事評価結果を任用・給与へ適切に反映。制度内容の周知等、必要な指導・支援を実施。また、人事管理におけるデジタル活用について内閣人事局、デジタル庁や各府省とも連携し検討

#### 職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現

令和6年  
給与アップデート

役割や能力・実績等をより反映し、貢献にふさわしい処遇を実現

- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
- ✓ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
- ✓ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ

全国各地での行政サービスを維持するため勤務地の異なる人事配置を円滑化

- ✓ 地域手当の大きくり化
- ✓ 新幹線通勤に係る手当額見直し
- ✓ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

4

## 課題認識

価値観が多様化する中、個々の職員の事情を尊重した働き方を可能とする人事・給与制度の整備推進は、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境づくりにつながり、ひいては公務職場の魅力向上にも資する。こうした観点から、より柔軟な働き方を推進する取組等も求められる。また、超過勤務の縮減等、Well-beingの土台となる職場環境整備も急務

## 課題への対応

### 多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする取組

#### 柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進等

個々の職員の健康確保や希望に応じた働き方をより一層可能とするためのフレックスタイム制の見直し(※)、勤務間のインターバル確保、夏季休暇の使用可能期間及び年次休暇の使用単位の見直し、テレワークガイドラインの策定等

※ 一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)ための勤務時間法の改正を勧告

#### 仕事と生活の両立支援

各府省等の要望、民間の状況等を踏まえ必要な方策を検討、両立支援制度の整備・周知等に取組

#### 職員の選択を後押しする給与制度上の措置 令和6年給与アップデート

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を給与制度上も後押し

- ✓ 扶養手当の見直し    ✓ テレワーク関連手当の新設(本年勧告)
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給、新幹線通勤に係る手当額見直し

### 職員のWell-beingの土台づくりに資する取組

#### 超過勤務の縮減 — 負のイメージの払拭に向けて

勤務時間調査・指導室における超過勤務時間の適正管理等の調査・指導について、地方官署への調査を新たに実施。今後体制強化を図り更に充実。国会対応業務について各府省に改善の取組を求め、引き続き関係各方面に理解と協力をお願い。業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。人事・給与関係業務の改善を実施

#### 職員の健康増進 — 公務版の「健康経営」の推進等

官民調査を実施し、健康管理体制の充実や効果的な健康管理施策の推進に向けて検討。心の健康に関する各取組を推進

#### ゼロ・ハラスメントに向けた取組

本府省・地方機関の課長級以上の職員等に対し、ハラスメント防止対策に関する自身の役割の重要性の理解促進を図る研修を実施。相談担当者のニーズに応じた研修の充実やサポートするための体制整備の具体化等に取組

5

## 令和5年 勤務時間に関する勧告の骨子

### I 現状

- 育児介護等職員については、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することが可能
- 一般の職員については、本年4月のフレックスタイム制の改正により、コアタイム及び1日の最短勤務時間数を免除する日を、週1日を限度に各省各庁の長が設定することが可能に。ただし、勤務時間法の規定により、当該日を勤務しない日とすることまではできず、柔軟化の効果が限定的

### II 必要性

- 職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境を作り、公務職場の魅力向上を図るため、職員の希望や事情に応じた時間や場所での勤務を可能とする、より柔軟な働き方を推進する取組が求められている
- フレックスタイム制等の活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上につながるほか、公務能率の向上にも資するもの
- 単身赴任者の帰省、遠隔地に居住する親宅の訪問、通院、主体的な学びのための大学院通学等のために、平日に勤務しない日を設けるニーズは一般の職員にも広く存在。近年、ワーク・ライフ・バランスがより重視されていること、定年引上げに伴い高齢の親族を有する職員の増加が見込まれること、学びの奨励等が進んでいること等に鑑みれば、これらのニーズは今後ますます高まる

### III 概要

勤務時間法を改正し、一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする。(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)

### IV 施行日

令和7年4月1日

6

## 本年の給与勧告のポイント ～過去5年の平均と比べ、約10倍のペースアップ～

- ① 民間給与との較差:3,869円[0.96%]を解消するため、初任給を高卒:約8%[12,000円]、大卒:約6%[11,000円]引き上げる等、俸給表を引上げ改定
- ② ボーナスを0.10月分引上げ、民間の支給状況等を踏まえて期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分
- ③ テレワーク中心の働き方をする職員の光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設[月額:3,000円]

※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以来33年ぶり。官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以来、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以来、26年ぶりの水準

## I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員は、労働基本権が制約されており、代償措置としての人事院勧告(給与勧告)に基づき給与を決定
- ・ 国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要。給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 主な給与決定要素を揃えた精密な比較を実施し、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること(民間準拠)を基本として給与勧告

## II 民間給与との比較に基づく給与改定等

### 1 民間給与との比較 [約11,900民間事業所の約46万人の個人別給与を調査(完了率82.6%)して、精密な比較を実施]

#### 月例給

公務と民間の本年4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

- 民間給与との較差 3,869円(0.96%) [行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 404,015円、平均年齢 42.4歳]

#### ボーナス

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の平均支給月数を比較

- 民間の支給割合 4.49月 [公務の平均支給月数…現行 4.40月]

### 2 給与改定の内容と考え方 [実施時期:令和5年4月1日(ボーナスは、法律の公布日)]

#### 月例給

民間給与との較差(3,869円)を解消するため、俸給表を引上げ改定 [内訳:俸給 3,431円 はね返り分(※) 438円]

※ 俸給の改定により諸手当の額が増減する分

#### ○ 俸給表

##### ① 行政職俸給表(一)

- ・ 民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を次のとおり引上げ  
◇一般職試験(高卒者)7.8%[12,000円] ◇一般職試験(大卒程度)5.9%[11,000円] ◇総合職試験(大卒程度)5.8%[11,000円]
- ・ 初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定  
(平均改定率:全体 1.1%[1級 5.2%、2級 2.8%、3級 1.0%、4級 0.4%、5級以上 0.3%])
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定

##### ② その他の俸給表

- ・ 行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は、行政職俸給表(一)10級の平均改定率[0.3%]と同程度の引上げ改定)

#### ボーナス

民間の支給状況に見合うよう引上げ 年間4.40月分→4.50月分(+0.10月分)

- ・ 民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和5年度 期末手当	1.20月(支給済み)	1.25月(現行1.20月)
勤勉手当	1.00月(支給済み)	1.05月(現行1.00月)
6年度 期末手当	1.225月	1.225月
以降 勤勉手当	1.025月	1.025月

#### その他

- ・ 初任給調整手当:医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定
- ・ 委員、顧問、参与等の手当:指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額を引上げ



### 3 在宅勤務等手当の新設

在宅勤務等を中心とした働き方をとする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設

#### 手当の概要

- ・ 住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給
- ・ 手当額は月額3,000円
- ・ 令和6年4月1日から実施
- ・ 在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱いを措置

### 4 非常勤職員の給与

本年4月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、非常勤職員の給与に関する指針に追加。指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導

#### 【参考】

- ◇ 勤告後の平均給与(行政職俸給表(-)) 月額 407,884円(+3,869円、+0.96%)、年間給与 6,731,000円(+105,000円、+1.6%)
- ◇ 勤告後の初任給(行政職俸給表(-)) 総合職大卒[本府省] 249,640円 一般職大卒[地方機関] 196,200円 一般職高卒[地方機関] 166,600円  
本府省業務調整手当を含む 地域手当非支給地 地域手当非支給地

※ このほか、昨年の勤告時に表明した「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)」について、公務員人事管理に関する報告の中で、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を現下の重要課題に即して整理・公表(別添参照)

### 【別添】給与制度のアップデート 概要

### 公務員人事管理に関する報告の中で記述

#### 方向性

多様な人材の誘致と能力発揮・活躍  
チーム・組織での円滑な機能  
国民の理解や信頼

の調和

様々な立場から納得感のある、  
分かりやすくインクルーシブ(包摂的)な体系  
行政サービス提供体制や人材確保等にも配慮しつつ、  
より職務や個人の能力・実績に応じた体系へ

### 令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案(主な取組事項)

<p><b>1 人材の確保への対応</b></p> <p>潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大</p> <p>① 新規学卒者、若手・中堅職員の処遇</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新卒初任給の引上げ</li> <li>・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ</li> <li>・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ</li> </ul> <p>② 民間人材等の処遇</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲)</li> <li>・ 特定任期付職員のボーナス拡充</li> <li>・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給</li> </ul>	<p><b>2 組織パフォーマンスの向上</b></p> <p>役割や能力・実績等をより反映し貢献にふさわしい処遇とする一方、全国各地での行政サービス維持のため人事配置を円滑化</p> <p>① 役割や活躍に応じた処遇</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲)</li> <li>・ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し</li> <li>・ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大</li> <li>・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ(再掲)</li> </ul> <p>② 円滑な配置等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域手当の大きくくり化</li> <li>・ 新幹線通勤に係る手当額見直し</li> <li>・ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大</li> </ul>	<p><b>3 働き方やライフスタイルの多様化への対応</b></p> <p>働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を後押し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 扶養手当の見直し</li> <li>・ テレワーク関連手当の新設【本年勤告】</li> <li>・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給(再掲)</li> <li>・ 新幹線通勤に係る手当額見直し(再掲)</li> </ul>
--	---	---

## 8 むすび

### (1) 本年の給与改定

職員の給与の決定に係る基礎的な諸条件については、以上述べたとおりである。本委員会が行った本年の職種別民間給与実態調査によると、ベースアップや定期昇給を実施した事業所の割合は昨年比べて増加しており、新規学卒者の初任給は、いずれの学歴区分においても本市職員の初任給を上回っている。

国においては、人事院が、月例給及び特別給について2年連続で引き上げることとし、前述の「7 人事院の給与等に関する報告及び勧告の概要」のとおり勧告を行ったところである。

本市においては、既に述べたとおり、月例給については、本年4月時点で職員給与と民間給与を比較した結果、本市職員の給与が民間給与を3,659円(0.94%)下回っていた。

また、特別給については、本市職員の支給月数(4.40月分)が昨年8月から本年7月までの1年間における民間の支給割合(4.49月分)を0.09月分下回っていた。

公民給与に解消すべき一定の較差が生じた場合、月例給については、給料表を改定することを基本にしつつ、較差の大きさや改定の効果を勘案した上で、職員の実態に応じ、諸手当の改定を含め較差の解消を行うこととしている。

これらの状況を総合的に勘案した結果、次の措置を行う必要がある。なお、勧告に当たっては、人事委員会としての役割を發揮し、説明責任をより一層果たしていくため、本年から給料表を明示することとした。

#### ① 月例給

月例給については、職員の給与が民間給与を3,659円(0.94%)下回っていたことから、較差の大きさ等を考慮して、給料表の引上げ改定を行う必要がある。

行政職給料表の改定については、本年の人事院勧告における改定の内容を踏まえた上で、職員の実態に応じ、改定を行うこととし、具体的には、民間の初任給の状況等を勘案し、1級の初任給基準となる号給については、大学卒は11,000円、高校卒は12,000円、それぞれ引き上げることとする。また、これを踏まえ、若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させつつ、より一層職務給に応じた給料表となるよう所要の改定を

行う。なお、定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額については、各級の改定額を踏まえた改定を行う。

行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行うことが必要である。

ただし、教育職給料表(3)については、教育職員の職務等の特殊性、他の地方公共団体の状況及びこれまでの改定の経緯等を踏まえた所要の改定を行い、医療職給料表(1)については、医師及び歯科医師の処遇の確保並びに人事管理上の必要性から国との均衡を基本に所要の改定を行う。

## ② 特別給

特別給については、民間の支給割合と本市職員の支給月数との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、4.50月分とする。支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況や人事院勧告の内容等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとする。

本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当を引き上げ、令和6年度以降については、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう定めることとする。

この結果、本年12月期及び令和6年6月期以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数は、次表のとおりとなる。

第8表 期末手当・勤勉手当の支給月数

(単位：月分)

区 分		令和5年	令和6年度以降		
		12月期	6月期	12月期	年間計
一般の職員	期末手当	1.25 (1.05)	1.225 (1.025)	1.225 (1.025)	2.45 (2.05)
	勤勉手当	1.05 (1.25)	1.025 (1.225)	1.025 (1.225)	2.05 (2.45)
	計	2.3 (2.3)	2.25 (2.25)	2.25 (2.25)	4.5 (4.5)
定年前 再任用 短時間 勤務職員	期末手当	0.7 (0.6)	0.6875 (0.5875)	0.6875 (0.5875)	1.375 (1.175)
	勤勉手当	0.5 (0.6)	0.4875 (0.5875)	0.4875 (0.5875)	0.975 (1.175)
	計	1.2 (1.2)	1.175 (1.175)	1.175 (1.175)	2.35 (2.35)

(注) ( )内は特定管理職員の支給月数である。

### ③ 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、医師及び歯科医師の処遇の確保並びに人事管理上の必要性から、国との均衡を考慮した改定を行うことが適当である。

### ④ 改定の実施時期

①の月例給については、本年 4 月時点での比較に基づき職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、本年 4 月に遡及して実施することとする。

②の特別給については、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施することとする。

③の初任給調整手当については、国との均衡を考慮して、本年 4 月に遡及して実施することとする。

## (2) その他給与に関する諸課題

### ① その他諸手当

交通用具使用者に係る通勤手当について、今後も国、他都市や市内民間事業所の状況、本市の実態等を踏まえて引き続き検討していく必要がある。

### ② 会計年度任用職員の給与

地方自治法及び「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」の改正により、令和 6 年度から会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することができるものとされた。本市においても、常勤職員との均衡や他都市の状況等を踏まえて適切に対応していく必要がある。

また、人事院は、常勤職員との均衡をより一層確保することを目的として、本年 4 月に非常勤職員の給与に関する指針を改正し、一般職の職員の給与に関する法律等の改正により常勤職員の給与が改定された場合には、非常勤職員の給与についても、常勤職員に準じて改定するよう努める旨を追加した。本市においても、岡山市職員の給与に関する条例等の改正により常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与に係る取扱いについて、国や他都市の状況、本市の実態等を踏まえて検討していく必要がある。

### ③ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

本年の人事院による公務員人事管理に関する報告の中で、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）について、令和6年に向けて措置を検討する主な事項として、人材の確保への対応や組織パフォーマンスの向上等についての骨格案が示された。これらの事項は、本市においても共通の課題であることから、今後の国の検討状況について注視していく必要がある。

## (3) 人事管理に関する諸課題

### ① 人材の確保・育成

社会経済情勢や自治体を取り巻く環境が急速に変化する中、行政に求められる役割は一層大きくなっている。日々複雑化・高度化する行政課題に応じていくためには、幅広い視野を持って、環境の変化に的確に対応するとともに、常に市民の立場で考え、主体的・積極的に行動する人材の確保・育成が喫緊の課題である。

少子化の進行による受験年齢人口自体の減少、デジタル社会の進展、働き方や価値観の多様化など雇用を取り巻く課題や状況が大きく変わりつつある中、公務志望者は減少傾向となっている。本市の人材確保に関しても厳しい状況が続いている。このような状況下で、職員採用試験の受験者確保のため、広報活動の充実や受験環境の整備に努めてきた。引き続き、受験者確保活動を積極的に行うことに加え、受験しやすい環境を提供するために試験実施や申込方法にオンライン方式を活用するなど職員採用試験の見直しを一層進めるとともに、新規学卒者はもちろんのこと、民間企業等における多様な経験や高度な専門性を有する人材も含めたより多くの人材に公務を目指してもらうために、採用者が早期に職場に適応し能力発揮できるようにする支援を充実させるなど、多面的に人材確保の対策に取り組むことが重要である。

今後は、人材確保の厳しい状況を踏まえて、採用手法・人材育成・給与等のあり方について一体的な取組を推進し、組織を支える多様で有為な人材を継続的に確保していくことが必要である。

障害者雇用については、令和6年4月1日から障害者雇用率が段階的に引き上げられることに伴い、雇用の質の確保・向上を図りつつ、より一層障害者の採用等に積極的に取り組むことが重要である。引き続き障害者を対象とした採用試験を実施していくとともに、合理的配慮の提供

等を適切に行っていく必要がある。

人材育成に関しては、組織にとって人こそが最も重要な経営資源であることを認識し、人事管理、組織マネジメント、職員研修を有機的かつ効果的に連携させて、組織全体で職員の能力開発・人材育成に取り組んでいくことが重要である。また、職員が自らのキャリア形成に対する不安要因を緩和し、自律的に考えられるようにするため、任命権者においては、職員に成長機会を積極的に付与することが期待される。

そのために、引き続き管理職員のみならず、監督職・中堅職員に対しても、職場マネジメント能力の向上及び部下職員の指導育成を支援する研修を実施する必要がある。また、職員の新たな学びやキャリア形成の動機付けとなるような研修等を継続的に実施することで、職員個人の学びが仕事に活かされ、キャリアパスにつながることを実感し、次の成長の意欲となるような好循環を形成していくことが求められる。また、若手職員の多様な職務経験による能力開発と視野の拡大のため、早めの人事ローテーションを実施するなど、今後も組織の状況を勘案した柔軟な人事配置による人材育成が必要である。

人事評価制度については、地方公務員法において人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとされ、能力・実績に基づく人事管理の徹底が求められている。引き続き、公正・公平性、信頼性、透明性などを高めながら、地方公務員法の趣旨を踏まえた人事評価制度の運用と評価結果の有効な活用を行っていく必要がある。また、国においては令和4年10月から、能力・実績をきめ細かく的確に把握するための評語の細分化等が施行された。引き続き、国や他都市の動向を注視していくことが必要である。

公務員倫理については、職員による不祥事の発生は市民の信用を著しく損なうものであることから、職員にあっては、一部の職員による不祥事を他人事と考えることなく、公務内外を問わず、自らの行動が公務の信用に大きな影響を与えることを常に意識し、高い倫理観と強い使命感を持って公務に全力を尽くすことが求められる。任命権者においては、引き続き、不祥事防止に向けた研修等により、服務規律の確保や公務員倫理の醸成に継続的に取り組むとともに、管理職員においては、日頃から職員とのコミュニケーションを積極的に図り、風通しの良い職場環境づくりに努めるなど、不祥事の未然防止に向けた取組を継続していくことが必要である。

## ② 女性職員の活躍推進

市政を取り巻く様々な環境の変化に柔軟かつ的確に対応し、多様性と活力をもった組織として持続的成長を実現していくためには、性別にかかわらず、職員一人ひとりが市民ニーズや行政課題を捉えて、主体的、積極的に職務に取り組むことにより、多様な視点が政策決定・意思形成過程に反映されていくことが求められる。

本市では、課長相当職以上に占める女性職員の割合が令和 5 年 4 月 1 日時点で 17.6%に到達したところである。特定事業主行動計画においては、令和 8 年 4 月 1 日までに課長級以上に占める女性職員の割合を 20%とする目標を設定するとともに、女性職員を課長補佐級や係長級へ積極的に登用することで次世代を担う人材を育成していくこととし、任命権者が計画を着実に進めているところである。

また、結婚・出産・育児等のライフイベントは女性職員のキャリア形成に与える影響が大きいため、入庁後の早い段階から複数の職場を経験できるよう早めの人事ローテーションの実施、多様な職域・職務への登用及び研修によるキャリア形成支援等を行っているところである。すべての職員は性別や家庭の事情などに係る無意識の思い込み（アンコンシヤス・バイアス）にとらわれることなく、互いを尊重するという意識を醸成し、性別にかかわらず誰もが活躍することができる職場環境づくりを引き続き推進していくことが重要である。

女性職員がその能力と適性を十分に発揮して活躍するためには、キャリアアップへの不安緩和と意欲向上、所属長等による意識づけ、将来の管理職を担う女性職員の育成、長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの推進による職場環境の整備など多面的かつ継続的な取組が必要である。また、社会全体で女性活躍を推進していく視点から、男性職員の家事・育児・介護等への参加をさらに促進していくことが重要である。

全ての職員が共に職務に対するやりがいと誇りを保ちながら公務を担っていくという観点から、任命権者においては、引き続き、性別、職種にとらわれない能力・実績主義に基づく任用を基本としつつ、職員一人ひとりがその個性に応じて多様な能力を十分に発揮することができるよう、働き方改革による働きやすい職場づくりと合わせて総合的な取組を進め、女性職員の活躍を一層推進していくことが必要である。

### ③ 仕事と生活の両立支援

職員がやりがいをもって働き、仕事上の責任を果たしながら、出産や子育て、家族の介護等に安心して向き合うことができ、また家庭、地域、自己啓発等のための個人の時間を確保しながら健康で豊かな生活を送ることができる職場環境を整備することが求められている。このことは、公務能率と行政サービスの向上を図る上でも極めて重要であるとともに、公務志望者の減少傾向が続く中で、喫緊の課題となっている多様で有為な人材の確保にも資するものである。

本市の特定事業主行動計画では、すべての職員が個性と能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り、育児や介護等と両立して活躍できる職場環境の実現を目的とし、男性職員の子育て休暇や出産補助休暇、育児休業等について、数値目標を掲げて取り組んでおり、一定の成果が見られている。仕事と家事・育児・介護等の両立支援制度の周知や、職員が個々の事情やライフステージに応じて円滑かつ適切に制度を活用することができるような環境の醸成など、性別や雇用形態にかかわらず仕事と家事・育児・介護等を両立して活躍できるための職場環境づくりについて、国や他都市の動向にも注視しつつ、引き続き取り組んでいく必要がある。

また、人事院は、本年の公務員人事管理に関する報告の中で、柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進等として、フレックスタイム制の見直しや勤務間インターバルの確保等の措置の実現を図るとしている。

柔軟な働き方の推進はワーク・ライフ・バランスの実現等につながるものであり、本市においては、仕事と家事・育児・介護等との両立を図るという観点からテレワークや早出遅出勤務等の活用に取り組んできた。任命権者においては、柔軟な働き方が可能となるよう、職場環境の整備等に継続して努めていく必要がある。

### ④ 長時間労働の是正

働き方改革を推進し、長時間労働を是正することは、職員の公務能率や労働意欲の向上、心身の健康保持等に大きな影響を及ぼすものであり、ワーク・ライフ・バランスの実現の観点はもとより、人材の確保などの観点からも、極めて重要な課題である。

本市における令和4年度の職員1人当たりの1月当たり超過勤務時間数は、新型コロナウイルス感染症防止対応業務の見直し等により、平均



14.0時間と前年度から減少したものの、各部署の業務の状況によっては、多くの超過勤務が依然として発生している。

本市では、長時間労働の是正に向けて、適切な業務体制の確保や時間外勤務の管理に継続して取り組んでいる。「岡山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則」により、時間外勤務時間の上限を定めるとともに、労働時間の適正な把握及び適切な管理のための具体的手順等を周知し、時間外勤務の事前命令及び事後確認やノー残業デーを徹底している。特に、7月と8月の2月間を「ワークライフバランス推進強化月間」とし、定時退庁等を推進しているところである。

また、教育職員の長時間勤務が常態化している中で、教育委員会においては、学校業務アシスト職員の全校的な配置、自動応答電話や勤務時間の客観的な把握及び管理のための打刻システムの一斉導入等、働き方改革に関する施策を実施してきた。さらに、令和5年3月には、令和7年度までに段階的に時間外在校等時間が月45時間を超える教職員ゼロを目指す等の具体的な目標を掲げた「岡山市立学校園における働き方改革推進方針」を策定し、業務の効率化や教職員の意識改革と健康保持など4本の柱を定めて目標の達成に向けた取組を進めているところである。引き続き様々な取組を実施し、当該推進方針が着実に実現されることを期待する。

各職場においては、管理職員がマネジメント能力を一層発揮し、自身も含めた職員の勤務時間や業務量等の勤務実態を適切に把握し、業務の効率化や業務配分の見直し等に取り組むとともに、職員一人ひとりが働き方についての意識を持ち、計画的・効率的な業務遂行に努めることが非常に重要である。任命権者においては、引き続き、各職場における管理職員や個々の職員に対してこれらの取組の重要性の周知及び指導、事務事業の見直しや人員の適切な配置を行いながら、長時間労働の是正に向けた取組をより一層推進していくことが必要である。

#### ⑤ 職員の健康の保持と職場環境の整備

職員が心身ともに健康を保持し、職務に従事することは、質の高い市民サービスの提供や公務能率の向上、活力ある組織を維持していく上で不可欠であり、職員がその能力を十分に発揮して職務に専念できる職場環境を整えることは、事業主の重要な責務である。

メンタルヘルス対策として、本市では所属長・職場・産業保健スタッ

フ・人事担当課が連携・協力をしながら、職員の休職等の未然防止や不調の早期発見、休職者の円滑な職場復帰や再発防止に資する総合的な対策を行ってきたところである。しかしながら、長期病休者のうち、メンタルヘルス不調を原因とするものが依然として最も多い状況にある。このため、各関係者は、ストレスチェックの実施・活用や産業医面接の実施、セルフケア・ラインケアに関する意識向上のための研修等、相談窓口の周知、職場復帰訓練等、各職場の実態に即した対策を、より一層推進していくことが必要である。

また、職場におけるハラスメントが、個人の尊厳を侵害し、メンタルヘルスの不調の一因になり得ること等も踏まえ、ハラスメントを許さない職場づくりを推進していくことが必要である。任命権者においては、これまでも「ハラスメント防止ハンドブック」等の活用により、ハラスメントに対する職員一人ひとりの正しい理解や認識を促し、それぞれの意識を高めるとともに、相談窓口の周知など様々な取組を行ってきた。さらに、令和4年度に任命権者が全職員を対象に実施したハラスメントに関するアンケートの結果を受けて、これまで所属長向けに実施してきた研修に、職場での心理的安全性を高めるためのコミュニケーションの取り方やアンガーマネジメントの内容を含めるよう拡充したところである。このようなハラスメント防止の取組に加え、ハラスメントが生じた場合にあっては、専用相談窓口等を通じ、関係者が迅速に問題を把握し連携を取って早期解決に導くことも含め、実効性ある取組を継続していく必要がある。

心身の不調やハラスメントの防止・早期発見・早期対応のためには、職員間のコミュニケーションをより積極的に行って相互に関心を払い、明るく風通しの良い職場環境づくりに取り組んでいくことが必要である。

## ⑥ 高齢層職員

少子高齢化が進み、若年労働力人口が減少していく中、引き続き多様な行政課題に対応していくためには、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠である。

国家公務員法が改正され、国家公務員の定年を段階的に65歳に引き上げるとともに、当分の間の措置として、60歳を超える職員の給与の水準を60歳前の7割に設定することとされた。

あわせて地方公務員法が改正され、地方公務員の定年についても国家

公務員の定年を基準として同様の措置を講ずることとされた。本市においても、改正法の趣旨を踏まえて、必要な条例及び規則の改正を行った。

人事院は、本年の公務員人事管理に関する報告の中で、「65歳定年の完成を視野に入れた60歳前・60歳超の各職員層の給与水準（給与カーブ）の在り方については、本年度から段階的に定年が引き上げられる中での公務における人事管理の在り方の変化や、民間における高齢期雇用や高齢層従業員の給与水準の状況を注視しつつ、職員の役割・貢献に応じた処遇の確保の観点から、人事管理に係る他の制度と一体で引き続き検討を行っていく。」としている。

本市においては、現在、多くの高齢層職員が自己の能力及び経験を活かして職務に励んでいる。高齢層職員の制度のあり方については、本年度から段階的に定年が引き上げられる中で、職員の役割・貢献に応じた処遇を確保し、健康で高い士気を保ちつつ、その経験や技術を十分に発揮することができ、また家族の介護等をしながらでも様々な形で活躍できるよう、国や他都市の動向を注視しつつ、本市の実態を踏まえ検討していく必要がある。

#### ⑦ 多様な雇用形態の職員

本市においては、社会情勢の変化や、複雑・多様化した行政ニーズに的確に対応するため、任期の定めのない常勤職員とともに、非常勤職員などの多様な雇用形態の職員が、責任と使命感を持ち職務にあたっており、市政運営の担い手として重要な役割を果たしている。

本年の人事院の公務員人事管理に関する報告においては、「行政サービスの提供を支える有為な人材を安定的に確保することができるような環境を整備することが重要」であり、非常勤職員制度の適切な運用のあり方等について検討を行っていくとされたところである。任命権者においては、今後の国や他都市の動向を注視しながら、会計年度任用職員制度等が適正かつ円滑に運用されるよう、引き続き適切に対応していく必要がある。

また、任命権者においては、全ての職員が本市職員としての誇りや、職務に対する高い意欲とやりがいを持ちながら、安心して職務に励むことができるよう、人材確保の観点からも、それぞれの職務の内容と責任に応じた適切な処遇の確保と良好な職場環境の整備に引き続き努める必要がある。

## 9 おわりに

本年の職員の給与等に関する報告は以上のとおりである。

既に述べたとおり、人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保することを目的とするものである。質の高い行政サービスを持続的に提供していくためには、職員が高い士気を保ちつつ、安心して職務に励むことができるよう、市民の理解を得て、適正な勤務条件を確保していくことが重要である。このためには、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて、地域の民間給与水準との均衡を図ることを基本とすることが、長期的な視点において、職員の理解と納得とともに、広く市民の理解が得られる方法であると考えられる。

本年は、3年以上にわたり感染拡大の波を繰り返した新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に移行し、コロナ禍からの社会経済活動の回復が本格化するなど大きな変化が見られる。それに伴い更に複雑・多様化する行政需要に対する対応が求められる中、強い使命感を保ちながらそれぞれの職務に懸命に取り組んできた職員の負担と疲労の蓄積が憂慮される場所である。任命権者においては、職員への健康管理上の配慮はもとより、柔軟な働き方が可能となる職場環境の整備などに継続して取り組むことにより、職員のワーク・ライフ・バランスの実現等に努めていくことが必要である。そして、全ての職員が公務に対する熱意と誇りを持ちながら真摯に職務に励み、全体の奉仕者として高い倫理観と強い使命感を持って、市民の信頼と期待に応えていくことを強く希望する。

本委員会としては、今後とも、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて、地域の民間給与を的確に反映させた勧告を行うとともに、市民に対する説明責任を果たしていくことで、公正かつ中立な第三者機関としての立場を堅持していくものである。

議会及び市長におかれては、人事委員会による勧告制度の意義と役割に深い理解を示され、この報告及び勧告に基づいて適切に対応されるよう要請する。

## 別紙第 2

# 勸 告

本委員会は、別紙第 1 に述べた報告に基づき、本市職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置をとられるよう勧告する。

### 1 給料表及び諸手当の改定

#### (1) 給料表

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

#### (2) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当の支給月数については、別紙第 1 報告のむすびで述べたとおり改定すること。

#### (3) 初任給調整手当

別紙第 1 報告のむすびで述べた事項を踏まえ、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当を改定すること。

### 2 改定の実施時期

この改定は、令和 5 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、1の(2)については、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

## 別記

## 行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	155,700	238,500	270,400	295,000	320,100	361,800	405,900	456,500
	2	156,900	240,300	272,100	296,900	322,300	364,100	408,300	459,500
	3	158,200	241,600	273,700	298,600	324,400	366,500	410,300	462,400
	4	159,500	243,200	275,400	300,500	326,500	368,800	412,700	465,400
	5	160,800	244,600	277,200	302,200	328,500	371,300	414,800	468,000
	6	162,100	246,300	279,000	304,000	330,400	373,600	417,100	471,000
	7	163,400	247,800	280,800	305,800	332,400	376,100	419,300	473,900
	8	164,700	249,300	282,500	307,500	334,300	378,500	421,600	476,800
	9	166,000	250,500	284,300	309,100	336,600	380,900	423,500	479,400
	10	167,400	251,800	286,000	311,200	338,500	383,400	425,800	482,300
	11	168,800	253,100	287,600	313,200	340,400	385,700	428,100	485,400
	12	170,100	254,400	289,300	315,400	342,500	388,200	430,000	488,300
	13	171,300	255,700	291,000	317,100	344,200	390,500	432,000	490,900
	14	172,800	257,000	292,900	318,900	346,100	392,500	433,800	493,800
	15	174,300	258,300	294,900	320,900	348,000	394,600	435,700	496,500
	16	175,700	259,800	296,600	323,000	349,800	396,800	437,700	499,300
	17	177,000	261,300	298,500	325,000	351,700	398,900	439,300	501,900
	18	178,700	263,100	300,400	326,700	353,600	400,900	441,100	504,400
	19	180,400	264,800	302,300	328,500	355,500	402,900	442,600	506,800
	20	182,100	266,400	304,100	330,400	357,300	404,700	444,400	509,300
	21	183,700	268,000	305,800	332,200	359,300	406,400	445,800	511,500
	22	185,600	269,700	307,600	334,000	361,000	408,300	447,200	513,600
	23	187,500	271,400	309,600	335,800	362,800	410,200	448,400	515,600
	24	189,200	273,000	311,500	337,800	364,500	412,200	449,900	517,500
	25	191,000	274,600	313,100	339,300	366,300	414,000	451,200	519,300
	26	192,800	276,200	314,900	341,000	368,100	415,500	452,500	520,700
	27	194,700	277,600	316,800	342,800	369,800	417,100	453,700	522,200
	28	196,600	279,300	318,800	344,800	371,700	418,600	455,100	523,600
	29	198,300	280,800	320,500	346,500	373,400	420,000	456,200	524,800
	30	200,800	282,500	322,400	348,100	375,200	421,300	456,900	525,900
	31	203,200	284,200	324,300	349,700	377,100	422,400	457,600	527,000
	32	205,500	285,900	326,000	351,400	378,900	423,300	458,400	528,100
	33	207,700	287,600	327,500	352,900	380,400	424,200	458,900	529,100
	34	210,100	289,200	329,300	354,500	382,100	425,500	459,400	529,800
	35	212,300	291,000	331,200	356,000	383,800	426,800	459,700	530,500
	36	214,600	292,700	333,200	357,600	385,400	427,800	460,200	531,200
	37	216,600	294,100	334,900	359,200	386,700	429,000	460,500	531,800
	38	218,900	295,800	336,700	360,500	387,900	429,900	460,900	532,400
	39	221,100	297,500	338,500	362,000	388,900	430,800	461,300	532,900
	40	223,200	299,200	340,300	363,200	390,100	431,700	461,800	533,400
	41	225,000	300,700	341,800	364,700	391,100	432,300	462,100	533,800
	42	227,200	302,300	343,400	365,800	392,300	433,100	462,500	
	43	229,100	303,800	345,200	366,900	393,400	433,800	462,900	
	44	231,200	305,600	346,900	368,100	394,600	434,500	463,200	
	45	233,000	307,100	348,200	368,800	395,500	435,200	463,400	
	46	235,000	308,800	349,800	369,600	396,000	436,000	463,800	
	47	236,800	310,400	351,400	370,400	396,500	436,700	464,200	
48	238,700	311,900	352,800	371,200	397,100	437,400	464,500		

49	240,300	313,400	354,200	372,200	397,700	437,800	464,700
50	241,900	315,000	355,300	372,900	398,300	438,300	
51	243,400	316,700	356,300	373,600	399,000	438,700	
52	244,900	318,400	357,500	374,300	399,700	439,100	
53	246,300	319,800	358,200	375,200	400,500	439,200	
54	247,800	321,300	359,100	375,900	401,200	439,700	
55	249,300	322,800	360,000	376,500	401,900	440,100	
56	250,800	324,300	361,100	377,200	402,500	440,400	
57	252,200	325,500	362,100	377,700	403,100	440,600	
58	254,000	327,000	363,200	378,400	403,800	441,200	
59	255,700	328,500	364,300	379,000	404,400	441,700	
60	257,200	329,800	365,400	379,500	405,100	442,100	
61	258,800	330,900	366,200	379,800	405,600	442,400	
62	260,400	332,400	367,200	380,500	406,300	442,800	
63	261,900	333,900	368,100	381,100	406,900	443,200	
64	263,300	335,100	369,000	381,700	407,500	443,500	
65	264,600	336,200	369,700	382,000	408,000	443,700	
66	265,700	337,300	370,500	382,700	408,600		
67	266,700	338,400	371,400	383,200	409,200		
68	267,900	339,600	372,100	383,900	409,700		
69	269,000	340,500	372,700	384,300	409,900		
70	270,000	341,300	373,400	385,000	410,500		
71	271,000	342,200	374,100	385,600	411,100		
72	272,100	343,200	374,800	386,200	411,600		
73	273,100	344,100	375,500	386,600	411,700		
74	274,100	344,900	376,200	387,300	412,200		
75	275,200	345,700	376,800	387,900	412,600		
76	276,100	346,500	377,500	388,500	413,100		
77	277,000	347,100	378,000	388,900	413,300		
78	277,700	347,700	378,600	389,600	413,600		
79	278,500	348,400	379,200	390,200	414,000		
80	279,400	349,100	379,900	390,900	414,500		
81	279,900	349,700	380,400	391,300	414,700		
82	280,400	350,400	381,100	392,000	415,200		
83	281,000	351,100	381,700	392,600	415,600		
84	281,800	351,700	382,400	393,200	416,100		
85	282,400	352,100	382,800	393,600	416,200		
86	283,000	352,700	383,500	394,300	416,600		
87	283,500	353,300	384,100	394,900	417,000		
88	283,900	353,900	384,700	395,600	417,400		
89	284,300	354,500	385,100	396,000	417,600		
90	284,800	355,100	385,700	396,600	417,900		
91	285,400	355,700	386,300	397,200	418,300		
92	285,900	356,300	387,000	397,800	418,700		
93	286,200	356,700	387,400	398,100	418,900		
94	286,700	357,300	388,000	398,600			
95	287,000	357,800	388,600	399,100			
96	287,400	358,400	389,300	399,700			
97	287,600	358,900	389,500	400,000			
98	288,100	359,400	390,200	400,500			
99	288,500	360,000	390,900	401,100			
100	288,900	360,600	391,600	401,700			
101	289,200	360,900	392,100	402,000			
102	289,600	361,500	392,800	402,500			
103	289,900	362,000	393,500	403,100			
104	290,200	362,600	394,200	403,700			

	105	290,500	362,900	394,700	404,100				
	106		363,500	395,400	404,600				
	107		364,000	396,000	405,200				
	108		364,600	396,700	405,800				
	109		365,000	397,200	406,300				
	110		365,500	397,900	406,800				
	111		366,000	398,500	407,400				
	112		366,600	399,200	408,000				
	113		367,000	399,700	408,500				
	114		367,600	400,400					
	115		368,200	401,000					
	116		368,700	401,700					
	117		369,200	402,200					
	118		369,800						
	119		370,400						
	120		370,900						
	121		371,500						
	122		371,900						
	123		372,500						
	124		373,000						
	125		373,400						
	126		374,000						
	127		374,600						
	128		375,100						
	129		375,600						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		214,900	254,400	273,600	287,800	313,000	353,600	386,800	437,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。



## 教育職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円
再任用	1	168,800	210,800	328,700	414,500
短時間	2	170,300	212,300	330,800	416,400
勤務職	3	171,800	213,900	332,700	418,200
員以外	4	173,300	215,500	334,900	420,000
の職員	5	174,800	217,000	337,000	421,600
	6	176,700	218,500	339,000	423,500
	7	178,500	220,000	341,100	425,300
	8	180,300	221,600	343,100	427,100
	9	182,000	222,900	345,100	428,800
	10	184,200	224,600	347,200	430,600
	11	186,100	226,200	349,100	432,500
	12	188,100	227,900	351,300	434,300
	13	190,000	229,100	353,300	435,800
	14	192,100	231,000	355,300	437,700
	15	194,100	232,400	356,900	439,500
	16	196,000	234,200	358,800	441,400
	17	198,100	235,700	360,600	443,000
	18	200,400	238,100	362,300	444,800
	19	202,700	240,500	364,100	446,700
	20	205,000	243,100	366,100	448,400
	21	207,200	245,300	367,800	450,100
	22	208,600	247,600	369,800	451,900
	23	210,200	250,000	371,600	453,600
	24	211,800	252,300	373,500	455,500
	25	213,100	254,400	375,300	457,100
	26	214,600	256,800	377,200	458,600
	27	216,000	259,100	379,100	460,200
	28	217,600	261,400	381,000	461,900
	29	218,600	263,700	382,600	463,400
	30	220,200	266,000	384,600	464,900
	31	221,600	268,300	386,400	466,300
	32	223,100	270,500	388,300	467,700
	33	224,100	272,600	390,000	469,200
	34	225,700	274,900	391,600	469,900
	35	227,100	277,200	393,400	470,500
	36	228,700	279,400	395,100	471,100
	37	229,900	281,300	396,600	471,800
	38	231,500	283,500	398,000	
	39	233,000	285,600	399,400	
	40	234,600	287,800	400,800	
	41	235,800	289,800	402,200	
	42	237,000	292,100	403,800	
	43	238,300	294,100	405,300	
	44	239,600	296,100	406,900	
	45	240,900	297,900	408,600	
	46	242,100	300,400	410,100	
	47	243,200	302,800	411,600	
	48	244,500	305,300	413,200	

49	245,600	307,400	414,600
50	247,100	309,600	416,300
51	248,600	311,700	417,900
52	249,800	314,200	419,300
53	250,900	316,200	420,800
54	252,400	318,100	422,400
55	253,800	319,900	424,000
56	255,200	322,100	425,500
57	256,200	324,100	427,100
58	257,400	326,100	428,700
59	258,500	328,100	430,100
60	259,800	329,800	431,600
61	261,000	331,800	433,000
62	262,100	333,700	434,500
63	263,200	335,800	435,800
64	264,500	338,000	437,400
65	265,600	339,800	438,800
66	267,000	341,600	440,400
67	268,500	343,400	441,700
68	269,900	345,400	443,200
69	271,000	347,000	444,400
70	272,200	348,900	445,800
71	273,500	350,800	447,300
72	274,900	352,600	448,600
73	275,800	354,300	450,000
74	277,100	356,200	450,900
75	278,100	358,100	451,500
76	279,400	359,800	452,300
77	280,600	361,300	452,900
78	281,700	362,800	
79	282,700	364,400	
80	283,500	366,000	
81	284,600	367,400	
82	285,600	368,800	
83	286,700	370,000	
84	287,900	371,500	
85	288,800	372,900	
86	289,800	374,400	
87	290,600	375,800	
88	291,600	377,300	
89	292,400	378,600	
90	293,500	379,800	
91	294,600	381,200	
92	295,500	382,600	
93	296,200	383,800	
94	297,200	385,000	
95	298,300	386,200	
96	299,300	387,500	
97	299,900	388,800	
98	300,800	389,800	
99	301,800	390,900	
100	302,900	392,000	
101	303,600	393,100	
102	304,500	394,100	
103	305,500	395,100	
104	306,600	396,200	

105	307,500	396,900		
106	308,400	397,900		
107	309,300	398,900		
108	310,200	399,800		
109	311,100	400,700		
110	311,700	401,600		
111	312,200	402,400		
112	312,800	403,200		
113	313,300	403,700		
114	313,800	404,500		
115	314,300	405,200		
116	314,800	406,000		
117	315,200	406,500		
118	315,700	407,200		
119	316,200	407,700		
120	316,700	408,500		
121	317,300	408,900		
122	317,800	409,300		
123	318,300	409,600		
124	318,800	410,000		
125	319,200	410,300		
126	319,600	410,800		
127	319,800	411,200		
128	320,200	411,700		
129	320,500	412,100		
130	320,900	412,500		
131	321,300	412,900		
132	321,600	413,300		
133	321,800	413,500		
134	322,000	413,700		
135	322,200	413,900		
136	322,500	414,000		
137	322,700	414,100		
138	322,900	414,200		
139	323,100	414,400		
140	323,300	414,500		
141	323,500	414,700		
142	323,700	414,900		
143	323,900	415,100		
144	324,100	415,200		
145	324,300	415,400		
146	324,600			
147	324,900			
148	325,200			
149	325,300			
150	325,500			
151	325,700			
152	325,900			
153	326,000			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 234,700	円 272,500	円 329,100	円 412,800

備考 この表は、岡山市立高等学校に勤務する実習助手に適用する。

## 教育職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円
	1	165,600	180,900	277,700	388,800
	2	167,100	182,800	280,300	390,300
	3	168,500	184,900	282,900	391,900
	4	170,000	187,100	285,400	393,300
	5	171,500	188,900	287,700	394,900
	6	173,200	190,900	290,200	396,400
	7	175,000	193,000	292,800	397,900
	8	176,900	194,800	295,400	399,400
	9	178,500	196,900	297,800	400,700
	10	180,600	199,300	300,400	402,100
	11	182,400	201,700	303,000	403,200
	12	184,400	204,200	305,600	404,600
	13	186,400	206,700	307,900	405,700
	14	188,400	208,300	310,100	407,100
	15	190,400	209,900	312,000	408,300
	16	192,200	211,400	314,000	409,700
	17	194,300	212,900	316,100	410,700
	18	196,500	214,400	318,200	412,000
	19	198,700	215,800	320,000	413,100
	20	200,900	217,300	322,100	414,500
	21	203,200	218,700	324,100	415,500
	22	204,700	220,300	326,100	416,800
	23	206,200	221,900	328,100	417,900
	24	207,800	223,600	330,000	419,300
	25	209,100	224,700	332,000	420,300
	26	210,400	226,600	333,700	421,500
	27	211,800	228,000	335,200	422,600
	28	213,100	229,700	337,100	423,900
	29	214,400	231,200	338,700	424,800
	30	215,900	233,500	340,400	425,900
	31	217,300	236,000	341,800	426,900
	32	218,800	238,400	343,400	427,900
	33	219,600	240,600	344,900	429,100
	34	221,100	242,800	346,400	429,600
	35	222,400	245,300	347,900	430,200
	36	223,800	247,600	349,500	430,800
	37	225,000	249,600	351,000	431,400
	38	226,400	251,800	352,500	
	39	227,700	254,100	354,000	
	40	229,200	256,300	355,500	
	41	230,400	258,600	356,900	
	42	231,600	260,900	358,500	
	43	232,800	263,200	359,900	
	44	234,100	265,300	361,300	
	45	235,400	267,300	362,700	
	46	236,500	269,600	364,100	
	47	237,600	271,800	365,600	
48	238,900	274,000	367,000		

49	240,000	275,900	368,200
50	241,500	278,100	369,700
51	243,000	280,100	371,000
52	244,200	282,300	372,400
53	245,100	284,200	373,900
54	246,600	286,400	375,000
55	248,000	288,400	376,000
56	249,400	290,400	377,400
57	250,400	292,100	378,600
58	251,400	294,600	379,800
59	252,400	297,000	381,100
60	253,600	299,400	382,500
61	254,700	301,500	383,700
62	255,800	303,600	385,000
63	256,700	305,700	386,300
64	257,800	308,100	387,600
65	258,700	310,100	388,600
66	260,000	312,000	389,800
67	261,400	313,700	390,900
68	262,700	315,900	392,100
69	264,000	317,900	392,800
70	265,100	319,800	394,000
71	266,400	321,700	395,000
72	267,800	323,500	396,200
73	268,800	325,500	397,200
74	269,900	327,200	397,800
75	270,700	329,300	398,500
76	271,900	331,400	399,300
77	273,100	333,000	399,800
78	274,100	334,600	400,500
79	275,100	336,000	401,200
80	276,000	337,700	401,900
81	277,100	339,200	402,200
82	277,900	340,500	402,900
83	279,000	342,100	403,300
84	280,100	343,700	404,000
85	280,900	344,900	404,300
86	281,600	346,600	404,900
87	282,400	348,100	405,400
88	283,200	349,500	406,000
89	283,900	350,800	406,500
90	284,600	352,000	407,000
91	285,300	353,100	407,500
92	285,900	354,500	407,800
93	286,300	355,600	408,000
94	287,000	356,800	
95	287,700	357,800	
96	288,200	359,100	
97	288,700	360,400	
98	289,400	361,500	
99	289,900	362,400	
100	290,700	363,400	
101	291,400	364,500	
102	291,800	365,500	
103	292,300	366,600	
104	292,700	367,500	

	105	293,200	368,300		
	106	293,600	369,300		
	107	294,000	370,200		
	108	294,300	371,200		
	109	294,500	371,900		
	110	294,900	372,800		
	111	295,300	373,800		
	112	295,700	374,800		
	113	295,800	375,600		
	114	296,100	376,400		
	115	296,400	377,300		
	116	296,700	378,000		
	117	296,900	378,800		
	118	297,200	379,600		
	119	297,400	380,400		
	120	297,600	381,100		
	121	297,800	381,900		
	122	298,100	382,600		
	123	298,400	383,300		
	124	298,600	384,100		
	125	298,700	384,600		
	126		385,200		
	127		385,700		
	128		386,400		
	129		386,900		
	130		387,500		
	131		388,000		
	132		388,700		
	133		388,900		
	134		389,500		
	135		389,900		
	136		390,500		
	137		390,700		
	138		391,300		
	139		391,800		
	140		392,300		
	141		392,500		
	142		393,000		
	143		393,500		
	144		394,000		
	145		394,200		
	146		394,500		
	147		394,800		
	148		395,000		
	149		395,100		
	150		395,300		
	151		395,600		
	152		395,900		
	153		396,000		
	154		396,300		
	155		396,600		
	156		396,900		
	157		397,000		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 225,900	円 269,100	円 322,600	円 402,700

備考 この表は、幼稚園に勤務する園長，教諭，助教諭及び講師に適用する。

### 教育職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	182,100	198,500	280,600	308,900	414,600
	2	183,600	200,600	282,900	311,500	416,100
	3	185,200	202,700	285,200	314,300	417,600
	4	186,700	204,900	287,300	316,700	419,000
	5	188,400	207,100	289,500	319,000	420,300
	6	190,300	209,200	291,700	321,100	421,700
	7	192,100	211,300	293,900	323,200	423,100
	8	194,000	213,400	296,000	325,300	424,500
	9	195,700	215,700	298,100	327,300	425,900
	10	197,800	218,100	300,400	329,500	427,300
	11	199,900	220,500	302,700	331,800	428,700
	12	201,900	222,700	304,800	334,100	430,000
	13	203,900	225,100	307,000	336,300	431,300
	14	206,000	226,800	308,800	338,100	432,700
	15	208,200	228,300	310,600	339,900	434,100
	16	210,400	229,800	312,300	341,600	435,500
	17	212,600	231,600	313,900	343,300	436,700
	18	214,700	232,900	316,100	345,300	438,000
	19	216,900	234,100	318,200	347,300	439,200
	20	218,900	235,400	320,500	349,300	440,500
	21	221,100	237,000	322,500	351,300	441,600
	22	222,700	238,700	324,700	352,900	442,800
	23	224,200	240,300	326,900	354,600	444,100
	24	225,700	241,800	329,200	356,400	445,400
	25	227,300	243,300	331,400	357,900	446,700
	26	228,400	245,300	333,600	359,700	447,900
	27	229,500	247,200	335,700	361,400	448,900
	28	230,700	249,100	337,700	363,100	450,000
	29	232,000	250,700	339,700	364,700	451,200
	30	233,500	253,100	341,100	366,300	452,000
	31	234,900	255,500	342,600	367,900	452,800
	32	236,400	257,900	344,500	369,400	453,700
	33	237,700	260,400	346,000	370,700	454,600
	34	239,300	262,900	348,000	372,200	455,100
	35	240,900	265,400	350,100	373,700	455,600
	36	242,200	267,600	351,900	375,400	456,100
	37	243,500	269,900	353,700	377,100	456,600
	38	244,900	272,200	355,400	378,600	
	39	246,300	274,600	357,100	379,900	
	40	247,700	276,700	358,700	381,300	
	41	249,100	279,000	360,200	382,400	
	42	250,500	281,300	361,900	383,800	
	43	251,900	283,500	363,500	385,200	
	44	253,300	285,600	365,100	386,700	
	45	254,600	287,700	366,800	388,100	
	46	256,000	289,900	368,500	389,700	
	47	257,300	292,000	369,800	391,200	
48	258,400	293,900	371,200	392,700		

49	259,500	296,000	372,400	394,000
50	260,800	297,700	373,900	395,500
51	262,100	299,500	375,500	396,900
52	263,100	301,200	377,000	398,200
53	264,200	302,500	378,400	399,400
54	265,600	304,500	379,900	400,700
55	266,600	306,400	381,400	401,800
56	267,600	308,400	382,800	402,900
57	268,600	310,400	384,200	404,100
58	269,600	312,500	385,600	405,300
59	270,600	314,700	386,900	406,500
60	271,600	316,900	388,200	407,700
61	272,500	319,000	389,100	408,800
62	273,200	321,300	390,300	409,800
63	273,900	323,500	391,400	411,100
64	274,500	325,600	392,500	412,300
65	275,200	327,700	393,300	413,500
66	276,400	329,200	394,400	414,600
67	277,500	330,800	395,400	415,700
68	278,600	332,600	396,400	416,800
69	279,900	334,300	397,500	417,800
70	281,300	336,300	398,500	419,000
71	282,500	338,300	399,600	420,200
72	283,700	340,200	400,700	421,400
73	284,500	342,000	401,700	422,000
74	285,400	344,000	402,800	422,800
75	286,500	345,900	403,900	423,500
76	287,700	347,800	404,900	424,000
77	288,600	349,500	405,800	424,300
78	289,600	351,300	406,700	424,700
79	290,700	353,000	407,700	425,100
80	291,500	354,700	408,700	425,500
81	292,300	356,500	409,500	425,800
82	293,100	358,200	410,300	426,200
83	293,900	359,600	411,000	426,600
84	294,800	361,200	411,800	426,900
85	295,700	362,400	412,500	427,200
86	296,500	364,000	413,300	427,600
87	297,200	365,500	414,000	428,000
88	298,000	367,000	414,700	428,300
89	298,900	368,300	415,300	428,600
90	299,800	369,600	416,000	428,900
91	300,700	370,900	416,500	429,200
92	301,400	372,300	417,200	429,400
93	301,700	373,700	417,600	429,600
94	302,400	375,000	418,000	
95	303,100	376,200	418,300	
96	303,800	377,300	418,600	
97	304,500	378,300	418,800	
98	305,300	379,300	419,100	
99	306,100	380,300	419,400	
100	306,800	381,200	419,600	
101	307,500	382,000	419,800	
102	307,900	383,000	420,100	
103	308,300	383,900	420,400	
104	308,700	384,800	420,600	



105	308,900	385,600	420,800		
106	309,200	386,500	421,100		
107	309,500	387,400	421,400		
108	309,700	388,300	421,600		
109	309,900	389,100	421,800		
110	310,100	390,100			
111	310,400	391,000			
112	310,700	391,900			
113	310,900	392,500			
114	311,100	393,400			
115	311,300	394,300			
116	311,600	395,200			
117	311,900	396,000			
118	312,100	396,700			
119	312,400	397,500			
120	312,700	398,300			
121	312,900	398,900			
122	313,100	399,700			
123	313,300	400,400			
124	313,600	401,100			
125	313,900	401,700			
126		402,400			
127		402,900			
128		403,500			
129		404,200			
130		404,800			
131		405,300			
132		405,800			
133		406,100			
134		406,400			
135		406,700			
136		407,000			
137		407,300			
138		407,600			
139		407,900			
140		408,200			
141		408,500			
142		408,800			
143		409,100			
144		409,400			
145		409,600			
146		409,900			
147		410,200			
148		410,400			
149		410,600			
150		410,900			
151		411,200			
152		411,400			
153		411,600			
154		411,900			
155		412,200			
156		412,400			
157		412,600			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 231,400	円 278,200	円 305,200	円 331,600	円 412,700

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。

## 保育幼児教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円
	1	156,100	243,800	275,700	300,100	325,400	367,700
	2	157,300	245,600	277,400	302,000	327,600	370,000
	3	158,600	246,900	279,000	303,700	329,700	372,400
	4	159,900	248,500	280,700	305,600	331,800	374,700
	5	161,200	249,900	282,500	307,300	333,800	377,200
	6	162,500	251,600	284,300	309,100	335,700	379,500
	7	163,800	253,100	286,100	310,900	337,700	382,000
	8	165,100	254,600	287,800	312,600	339,600	384,400
	9	166,500	255,800	289,600	314,200	341,900	386,800
	10	167,900	257,100	291,300	316,300	343,800	389,300
	11	169,300	258,400	292,900	318,300	345,700	391,600
	12	170,600	259,700	294,500	320,500	347,800	394,100
	13	171,800	261,000	296,200	322,200	349,500	396,400
	14	173,300	262,200	298,100	324,000	351,400	398,300
	15	174,800	263,600	300,100	326,000	353,300	400,500
	16	176,200	265,000	301,800	328,100	355,100	402,700
	17	177,500	266,500	303,700	330,100	357,000	404,700
	18	179,600	268,300	305,600	331,800	358,900	406,700
	19	181,600	270,000	307,500	333,600	360,800	408,700
	20	183,700	271,600	309,300	335,500	362,500	410,600
	21	185,500	273,200	311,000	337,300	364,600	412,200
	22	187,400	274,900	312,800	339,100	366,300	414,200
	23	189,400	276,600	314,800	340,900	368,000	416,000
	24	191,300	278,200	316,700	342,900	369,700	418,000
	25	193,300	279,800	318,300	344,300	371,500	419,800
	26	195,700	281,400	320,100	346,100	373,300	421,400
	27	198,100	282,800	322,000	347,900	375,000	422,900
	28	200,500	284,400	324,000	349,800	376,900	424,400
	29	203,000	285,900	325,700	351,600	378,600	425,500
	30	205,500	287,600	327,600	353,200	380,400	426,800
	31	207,800	289,300	329,500	354,700	382,300	428,000
	32	210,200	291,000	331,200	356,400	384,100	429,000
	33	212,600	292,600	332,600	358,000	385,600	429,800
	34	214,900	294,300	334,500	359,500	387,400	431,100
	35	217,100	296,100	336,400	361,000	389,000	432,400
	36	219,400	297,800	338,300	362,600	390,600	433,400
	37	221,400	299,200	340,100	364,200	391,800	434,500
	38	223,700	300,900	341,900	365,500	393,000	435,400
	39	225,900	302,600	343,600	367,000	394,000	436,300
	40	228,000	304,300	345,400	368,200	395,200	437,200
	41	230,000	305,800	347,000	369,800	396,200	437,700
	42	232,200	307,400	348,500	370,800	397,400	438,500
	43	234,100	308,900	350,300	371,900	398,500	439,200
	44	236,200	310,700	352,100	373,100	399,700	439,900
	45	238,000	312,200	353,300	373,700	400,500	440,500
	46	240,000	313,900	354,900	374,500	401,000	441,300
	47	241,800	315,500	356,500	375,300	401,500	442,000
48	243,700	317,000	357,900	376,200	402,100	442,700	

49	245,300	318,500	359,300	377,100	402,700	443,000
50	246,900	320,000	360,400	377,800	403,300	443,400
51	248,400	321,800	361,400	378,500	404,000	443,800
52	249,900	323,500	362,600	379,200	404,700	444,100
53	251,200	324,800	363,200	380,000	405,400	444,200
54	252,700	326,400	364,100	380,700	406,100	444,700
55	254,200	327,800	365,000	381,300	406,800	445,100
56	255,700	329,300	366,100	382,000	407,400	445,400
57	257,100	330,600	367,100	382,500	407,900	445,500
58	258,900	332,000	368,200	383,200	408,600	446,100
59	260,600	333,500	369,300	383,800	409,200	446,600
60	262,100	334,800	370,400	384,300	409,900	447,000
61	263,700	335,900	371,200	384,500	410,300	447,200
62	265,300	337,400	372,200	385,200	411,000	447,600
63	266,800	338,900	373,100	385,800	411,600	448,000
64	268,200	340,100	374,000	386,400	412,200	448,300
65	269,500	341,200	374,600	386,600	412,600	448,400
66	270,600	342,300	375,400	387,300	413,200	
67	271,600	343,400	376,300	387,800	413,800	
68	272,800	344,600	377,000	388,500	414,200	
69	273,800	345,400	377,500	388,800	414,600	
70	274,800	346,200	378,200	389,500	414,900	
71	275,800	347,100	378,900	390,100	415,500	
72	276,900	348,100	379,600	390,700	415,900	
73	277,900	348,900	380,200	391,100	416,000	
74	278,900	349,700	380,900	391,800	416,500	
75	280,000	350,500	381,500	392,400	416,900	
76	280,900	351,300	382,200	393,000	417,400	
77	281,800	351,900	382,600	393,300	417,600	
78	282,500	352,500	383,200	394,000	417,800	
79	283,300	353,200	383,800	394,600	418,200	
80	284,200	353,900	384,500	395,300	418,700	
81	284,700	354,300	384,900	395,700	418,900	
82	285,100	355,000	385,600	396,400	419,300	
83	285,700	355,700	386,200	397,000	419,700	
84	286,500	356,300	386,900	397,600	420,100	
85	287,100	356,600	387,200	398,000	420,200	
86	287,700	357,200	387,900	398,700	420,600	
87	288,200	357,800	388,500	399,300	421,000	
88	288,600	358,400	389,100	399,900	421,400	
89	288,900	358,900	389,400	400,200	421,500	
90	289,500	359,500	390,000	400,800	421,800	
91	290,100	360,100	390,600	401,400	422,200	
92	290,600	360,700	391,300	401,900	422,600	
93	290,900	361,000	391,600	402,000	422,700	
94	291,300	361,600	392,200	402,400		
95	291,600	362,100	392,800	402,900		
96	292,000	362,700	393,500	403,500		
97	292,200	363,100	393,600	403,700		
98	292,700	363,600	394,300	404,200		
99	293,100	364,200	395,000	404,800		
100	293,500	364,800	395,700	405,400		
101	293,800	365,000	396,100	405,600		
102	294,200	365,600	396,800	406,100		
103	294,500	366,100	397,500	406,700		
104	294,800	366,700	398,200	407,300		

	105	295,100	366,900	398,600	407,600		
	106		367,500	399,300	408,100		
	107		368,000	399,900	408,700		
	108		368,600	400,600	409,300		
	109		368,900	401,000	409,600		
	110		369,400	401,700	410,100		
	111		369,900	402,300	410,700		
	112		370,500	403,000	411,300		
	113		370,800	403,400	411,600		
	114		371,400	404,100			
	115		372,000	404,700			
	116		372,500	405,400			
	117		372,900	405,800			
	118		373,500				
	119		374,100				
	120		374,600				
	121		375,000				
	122		375,500				
	123		376,100				
	124		376,600				
	125		376,900				
	126		377,500				
	127		378,100				
	128		378,600				
	129		379,100				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		217,700	257,300	276,600	290,600	316,100	357,400

備考 この表は、幼保連携型認定こども園その他人事委員会規則で定めるものに勤務する園長，副園長，保育教諭その他人事委員会規則で定める業務に従事する職員に適用する。

医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700	568,100
	2	267,200	349,600	409,600	477,000	571,200
	3	269,600	352,400	412,100	479,200	574,300
	4	272,000	355,300	414,700	481,500	577,400
	5	274,100	357,800	417,100	483,700	580,300
	6	277,600	360,800	419,100	485,800	582,700
	7	281,100	363,800	420,900	488,000	585,100
	8	284,500	366,600	422,800	490,000	587,500
	9	288,100	368,700	424,600	491,900	589,700
	10	291,600	371,200	427,300	494,000	591,200
	11	295,200	373,900	429,800	496,100	592,700
	12	298,700	376,400	432,200	498,200	594,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300	595,700
	14	306,100	382,500	436,900	502,200	596,800
	15	310,000	385,500	438,900	504,300	597,900
	16	313,600	388,800	441,000	506,400	598,800
	17	317,200	391,800	443,000	508,300	600,000
	18	320,700	394,400	445,200	510,300	601,000
	19	324,200	396,800	447,400	512,300	602,000
	20	327,700	399,300	449,500	514,100	603,000
	21	331,300	401,900	450,900	515,900	604,000
	22	335,000	403,900	453,300	517,700	
	23	338,400	405,500	455,600	519,500	
	24	341,700	407,100	457,800	521,300	
	25	345,000	408,800	459,800	522,900	
	26	347,500	411,000	462,100	524,700	
	27	350,000	413,100	464,300	526,500	
	28	352,300	415,100	466,600	528,300	
	29	354,400	417,200	468,700	529,900	
	30	356,100	419,300	470,900	531,700	
	31	357,800	420,900	473,200	533,500	
	32	359,600	422,600	475,300	535,300	
	33	361,500	424,500	477,100	536,900	
	34	363,700	426,000	479,200	538,700	
	35	365,800	427,800	481,300	540,400	
	36	367,800	429,600	483,300	542,100	
	37	369,700	431,500	485,400	543,700	
	38	371,900	433,500	487,100	545,300	
	39	374,000	435,300	488,900	546,700	
	40	376,000	437,200	490,700	548,300	
	41	378,000	439,000	492,300	549,800	
	42	378,700	440,700	494,100	551,200	
	43	379,300	442,400	495,900	552,600	
	44	380,000	444,200	497,500	553,900	
	45	380,900	446,000	498,900	555,100	
	46	382,200	447,800	500,600	556,100	
	47	383,500	449,500	502,400	557,100	
48	384,800	451,200	504,100	558,100		

	49	385,600	452,800	505,600	559,100	
	50	386,400	454,500	506,900	560,000	
	51	387,200	456,200	508,200	560,900	
	52	387,700	457,900	509,500	561,800	
	53	388,500	459,800	510,500	562,600	
	54	389,300	461,000	511,800	563,500	
	55	390,000	462,200	513,100	564,400	
	56	390,700	463,400	514,400	565,300	
	57	391,400	464,400	515,400	566,200	
	58	392,300	465,400	516,200	567,100	
	59	393,000	466,300	517,000	568,000	
	60	393,600	467,100	517,800	568,700	
	61	394,100	467,900	518,700	569,600	
	62	394,600	468,600	519,500	570,500	
	63	395,000	469,300	520,400	571,400	
	64	395,400	469,900	521,200	572,300	
	65	395,700	470,600	522,100	573,200	
	66		471,300	523,000		
	67		471,900	523,700		
	68		472,500	524,600		
	69		472,800	525,500		
	70		473,400	526,300		
	71		474,100	527,200		
	72		474,800	528,100		
	73		475,200	528,900		
	74		475,800	529,800		
	75		476,500	530,700		
	76		477,200	531,400		
	77		477,600	532,200		
	78		478,200	533,100		
	79		478,800	534,000		
	80		479,300	534,900		
	81		479,900	535,700		
	82		480,400	536,600		
	83		480,900	537,500		
	84		481,400	538,400		
	85		481,800	539,200		
	86		482,400	540,100		
	87		482,800	541,000		
	88		483,300	541,900		
	89		483,800	542,700		
	90		484,400			
	91		485,000			
	92		485,400			
	93		485,900			
	94		486,500			
	95		487,100			
	96		487,600			
	97		488,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 297,300	円 339,700	円 394,300	円 467,400	円 567,400

備考 この表は、人事委員会規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師である職員に適用する。

医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	160,500	198,300	229,300	252,600	283,300	328,200	369,900	435,300
	2	161,900	199,700	230,800	253,600	285,400	329,900	372,300	437,700
	3	163,300	201,100	232,000	254,500	287,400	331,900	374,800	440,100
	4	164,700	202,100	233,400	255,400	289,400	333,900	377,400	442,400
	5	165,900	203,300	234,300	256,300	291,400	335,800	379,700	444,600
	6	167,700	204,500	235,600	257,300	293,300	337,800	382,300	446,900
	7	169,300	205,700	236,700	258,200	295,300	339,700	384,800	449,200
	8	171,100	207,000	237,800	259,400	297,200	341,600	387,400	451,400
	9	172,800	208,000	239,000	260,400	299,000	343,200	389,500	453,900
	10	174,500	209,700	240,400	261,700	301,000	345,200	391,900	456,100
	11	176,200	211,200	241,700	262,800	302,700	347,200	394,300	458,300
	12	178,000	212,900	243,000	263,800	304,800	349,300	396,700	460,600
	13	179,400	214,000	244,400	264,900	306,700	351,000	398,800	462,700
	14	181,300	215,400	245,400	266,700	308,500	352,900	401,000	463,900
	15	183,300	216,700	246,400	268,500	310,300	354,700	403,100	464,700
	16	185,300	218,200	247,300	270,100	312,300	356,400	405,200	465,900
	17	187,000	219,300	248,200	271,400	314,300	358,100	407,000	467,000
	18	188,900	220,900	249,100	273,100	316,000	360,000	409,000	468,100
	19	190,800	222,400	250,100	274,800	317,900	361,800	410,900	469,100
	20	192,700	223,700	251,300	276,600	319,900	363,600	412,600	470,200
	21	194,400	224,600	252,200	278,100	321,800	365,100	414,400	471,200
	22	195,800	225,700	253,700	279,700	323,700	367,100	415,900	472,300
	23	197,000	226,800	255,200	281,500	325,200	369,200	417,400	473,300
	24	198,000	228,000	256,500	283,100	327,100	371,100	418,900	474,400
	25	199,300	228,900	257,700	284,800	328,700	372,700	420,500	475,400
	26	200,400	230,100	259,400	286,400	330,500	374,400	421,800	476,500
	27	201,500	231,300	261,000	288,000	332,300	376,100	423,000	477,700
	28	202,600	232,500	262,700	289,700	334,200	378,100	424,300	478,900
	29	203,800	233,800	264,100	291,400	335,900	379,700	425,600	480,100
	30	205,000	234,900	265,800	293,000	337,600	381,300	426,600	481,000
	31	206,200	236,000	267,400	294,800	339,200	383,000	427,700	481,900
	32	207,300	237,200	269,100	296,500	340,700	384,800	428,700	482,700
	33	208,200	238,200	270,300	298,000	342,300	386,000	429,700	483,600
	34	209,500	239,200	271,800	299,500	343,900	387,200	430,700	484,300
	35	210,600	240,200	273,500	301,000	345,700	388,500	431,600	485,000
	36	211,900	241,300	275,100	302,800	347,200	389,500	432,600	485,700
	37	212,600	242,300	276,400	304,100	348,600	390,400	433,400	486,400
	38	213,800	243,700	277,900	305,600	350,300	391,600	433,900	
	39	214,700	245,300	279,300	307,100	351,900	392,800	434,200	
	40	215,800	246,800	280,800	308,500	353,500	393,800	434,600	
	41	216,300	248,100	282,100	309,700	354,900	394,800	434,800	
	42	217,100	249,500	283,700	311,200	356,100	395,600	435,100	
	43	217,700	251,000	285,200	312,800	357,200	396,400	435,400	
	44	218,500	252,300	286,700	314,400	358,500	397,200	435,800	
	45	219,300	253,500	288,100	315,400	359,500	397,500	436,000	
	46	219,800	255,000	289,500	316,900	360,600	398,000	436,200	
	47	220,500	256,400	291,000	318,200	361,800	398,500	436,400	
48	221,200	257,800	292,700	319,500	362,900	399,000	436,700		

49	222,000	259,200	293,600	320,700	363,900	399,600	436,900
50	222,500	260,400	295,100	321,600	364,800	400,100	437,100
51	223,000	261,600	296,500	322,800	365,700	400,500	437,500
52	223,400	262,800	297,900	323,900	366,600	400,800	437,900
53	223,700	263,700	298,800	324,600	367,100	401,000	438,000
54	224,100	264,900	300,000	325,600	367,900	401,300	
55	224,500	266,100	301,500	326,600	368,700	401,600	
56	225,100	267,300	302,900	327,600	369,400	402,000	
57	225,500	268,200	304,000	328,300	370,000	402,300	
58	226,300	269,100	305,300	329,100	370,800	402,600	
59	227,100	270,200	306,400	329,900	371,600	402,700	
60	227,900	271,500	307,500	330,900	372,400	403,100	
61	228,700	272,200	308,400	331,700	372,800	403,200	
62	229,700	273,200	309,500	332,200	373,500	403,400	
63	230,500	274,300	310,800	332,800	374,100	403,700	
64	231,500	275,600	311,900	333,500	374,800	404,000	
65	232,000	276,300	312,800	334,000	375,400	404,100	
66	232,800	277,200	313,600	334,700	376,100		
67	233,500	278,100	314,200	335,300	376,700		
68	234,300	279,100	315,000	336,000	377,200		
69	234,800	279,800	315,700	336,400	377,400		
70	235,300	280,800	316,400	337,000	377,800		
71	235,800	281,800	317,000	337,600	378,000		
72	236,300	282,800	317,800	338,200	378,300		
73	236,600	283,400	318,500	338,600	378,700		
74	237,200	284,000	319,000	339,200	379,000		
75	237,800	284,500	319,500	339,800	379,200		
76	238,400	285,000	320,100	340,400	379,400		
77	238,900	285,600	320,500	340,700	379,600		
78	239,200	286,100	321,100	341,200	379,800		
79	239,600	286,500	321,500	341,700	380,000		
80	240,200	286,900	322,000	342,200	380,200		
81	240,300	287,300	322,500	342,600	380,400		
82	240,400	287,700	323,000	343,000	380,600		
83	240,700	288,100	323,500	343,300	380,900		
84	241,100	288,400	324,000	343,700	381,200		
85	241,200	288,600	324,500	343,900	381,500		
86		288,700	324,900	344,200			
87		288,900	325,200	344,500			
88		289,200	325,600	344,900			
89		289,600	325,900	345,300			
90		289,800	326,300	345,700			
91		290,100	326,700	346,000			
92		290,400	327,100	346,400			
93		290,700	327,600	346,700			
94		291,000	328,000	347,100			
95		291,300	328,300	347,400			
96		291,600	328,700	347,800			
97		292,000	328,800	348,100			
98		292,200	329,000	348,300			
99		292,500	329,300	348,500			
100		292,800	329,700	348,700			
101		293,200	329,800	348,900			
102		293,500	330,100	349,100			
103		293,800	330,400	349,300			
104		294,100	330,800	349,500			



	105		294,300	330,900	349,800				
	106			331,200					
	107			331,500					
	108			331,900					
	109			332,100					
	110			332,300					
	111			332,700					
	112			333,100					
	113			333,300					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		188,100	211,200	242,700	254,700	280,300	320,900	362,800	424,100

備考 この表は、人事委員会規則で定めるものに勤務する薬剤師、栄養士、臨床検査技師その他人事委員会規則で定める業務に従事する職員に適用する。

医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	174,600	201,500	244,000	263,400	288,400	329,600	371,900
	2	176,000	203,500	245,400	264,000	290,200	331,700	374,600
	3	177,500	205,600	246,600	264,800	292,000	333,600	377,200
	4	178,800	207,700	247,900	265,600	293,800	335,800	379,800
	5	180,100	209,700	249,000	266,100	295,300	337,700	382,100
	6	181,600	211,800	250,000	267,200	297,000	339,700	384,600
	7	183,200	213,900	251,000	268,200	298,500	341,500	386,900
	8	184,700	215,900	252,100	269,200	300,300	343,300	389,400
	9	185,900	217,800	253,000	270,000	301,700	345,100	391,400
	10	187,500	218,700	253,900	271,000	303,400	347,000	393,800
	11	189,100	219,800	254,800	272,300	305,100	348,700	396,000
	12	190,800	220,900	255,400	273,600	306,900	350,700	398,100
	13	192,200	221,700	256,300	274,900	308,400	352,500	400,200
	14	194,200	223,100	257,000	276,400	309,800	354,500	402,200
	15	196,100	224,400	257,700	277,700	311,400	356,400	404,400
	16	198,100	225,800	258,600	279,100	313,200	358,500	406,600
	17	200,300	226,900	258,900	280,500	314,700	360,400	408,600
	18	202,400	228,200	260,100	281,800	316,300	362,300	410,600
	19	204,400	229,500	261,200	283,100	317,600	364,200	412,800
	20	206,500	230,800	262,300	284,300	319,100	366,200	414,900
	21	208,500	231,500	263,100	285,800	320,500	368,200	416,800
	22	210,500	233,000	264,400	287,000	321,900	370,300	418,400
	23	212,400	234,400	265,800	288,300	323,300	372,200	420,000
	24	214,300	235,900	267,100	289,700	324,800	374,400	421,700
	25	215,900	236,800	268,500	290,700	326,100	376,100	423,300
	26	216,800	238,100	269,900	292,200	327,500	378,100	424,700
	27	217,700	239,100	271,200	293,900	328,800	380,000	426,000
	28	218,700	240,400	272,600	295,500	330,100	381,900	427,300
	29	219,300	241,600	273,900	296,700	331,500	383,700	428,200
	30	220,500	242,700	275,300	298,200	332,800	385,400	429,500
	31	221,600	243,800	276,700	299,700	334,300	387,000	430,700
	32	222,800	244,700	278,200	301,300	335,700	388,900	431,800
	33	223,900	245,800	279,400	302,500	337,000	390,500	433,000
	34	224,900	246,800	280,700	303,900	338,500	392,300	434,300
	35	225,900	247,600	281,900	305,200	340,100	394,100	435,600
	36	227,000	248,400	283,200	306,600	341,500	395,700	436,900
	37	227,700	249,300	284,400	307,800	343,100	397,400	438,000
	38	229,000	250,000	285,700	309,100	344,500	399,000	439,200
	39	230,100	250,700	286,900	310,600	345,800	400,500	440,300
	40	231,200	251,600	288,300	312,200	347,500	402,000	441,500
	41	231,800	252,100	289,700	313,200	349,000	403,500	442,400
	42	232,800	253,200	290,900	314,500	350,500	404,900	443,000
	43	233,600	254,200	292,300	315,800	352,000	406,300	443,500
	44	234,500	255,100	293,800	316,900	353,600	407,600	444,200
	45	235,400	255,900	294,900	318,200	354,800	408,500	444,700
	46	236,300	257,300	296,200	319,400	356,200	409,800	445,200
	47	237,400	258,600	297,500	320,800	357,600	411,100	445,800
48	238,500	259,900	298,800	321,900	359,000	412,400	446,500	

49	239,400	261,100	299,800	322,700	360,400	413,500	447,200
50	240,300	262,500	300,900	324,100	361,500	414,800	447,700
51	241,200	263,500	302,300	325,400	362,800	415,900	448,200
52	241,900	264,800	303,500	326,600	364,100	417,100	448,700
53	242,800	266,100	304,600	327,900	365,200	418,000	449,300
54	243,600	267,600	305,900	329,100	366,400	419,200	449,700
55	244,400	269,000	306,900	330,400	367,600	420,300	450,200
56	245,200	270,300	308,000	331,700	368,800	421,300	450,700
57	245,900	271,600	309,100	332,900	369,700	422,100	451,300
58	247,000	273,000	310,400	334,100	370,700	422,600	
59	247,900	274,400	311,700	335,300	371,700	423,100	
60	249,000	275,800	312,800	336,600	372,700	423,700	
61	249,900	277,000	313,500	337,600	373,500	424,200	
62	251,100	278,100	314,700	339,000	374,200	424,600	
63	252,400	279,300	316,000	340,200	375,000	425,200	
64	253,600	280,800	317,200	341,500	375,800	425,800	
65	254,600	282,100	318,200	342,600	376,400	426,300	
66	255,700	283,300	319,400	343,800	376,800	426,800	
67	256,800	284,600	320,600	344,700	377,300	427,300	
68	258,100	286,000	321,800	345,900	377,800	427,800	
69	259,000	287,000	322,700	346,900	378,200	428,300	
70	260,100	288,400	323,800	347,900	378,600		
71	261,200	289,700	324,900	348,900	379,000		
72	262,200	290,900	326,000	350,000	379,400		
73	263,400	291,800	327,100	350,800	379,700		
74	264,500	293,000	328,200	351,900	380,000		
75	265,600	294,300	329,400	352,900	380,200		
76	266,700	295,700	330,500	353,900	380,400		
77	267,400	296,700	331,600	354,800	380,500		
78	268,400	297,800	332,800	355,600	380,700		
79	269,400	298,800	333,900	356,400	380,900		
80	270,700	299,700	335,100	357,200	381,200		
81	271,500	300,600	336,200	357,700	381,300		
82	272,200	301,700	337,300	358,200	381,500		
83	273,100	302,800	338,300	358,800	381,800		
84	274,200	303,900	339,400	359,400	382,100		
85	274,800	304,600	340,200	360,000	382,200		
86	275,800	305,600	341,200	360,500	382,500		
87	276,600	306,600	342,200	361,100	382,800		
88	277,500	307,700	343,200	361,700	383,100		
89	278,200	308,800	344,300	362,000	383,300		
90	279,000	309,800	345,100	362,600	383,600		
91	279,900	310,900	345,800	363,000	383,900		
92	281,000	312,100	346,500	363,500	384,200		
93	281,600	313,200	347,100	363,900	384,600		
94	282,400	313,900	347,800	364,100			
95	282,900	314,700	348,500	364,300			
96	283,600	315,500	349,200	364,500			
97	284,600	316,100	349,600	364,800			
98	285,400	316,700	350,100	365,000			
99	286,100	317,400	350,600	365,300			
100	286,800	318,100	351,100	365,700			
101	287,100	318,500	351,500	365,900			
102	287,800	319,100	352,000	366,100			
103	288,400	319,700	352,300	366,300			
104	289,000	320,300	352,700	366,500			

105	289,500	320,700	353,100	366,800
106	289,900	321,200	353,500	367,000
107	290,300	321,600	353,900	367,200
108	290,800	322,100	354,400	367,400
109	291,300	322,400	354,900	367,600
110	291,600	322,800	355,300	367,800
111	292,000	323,200	355,800	368,000
112	292,400	323,500	356,300	368,200
113	292,600	323,900	356,800	368,500
114	293,000	324,300	357,300	
115	293,400	324,700	357,800	
116	293,800	325,000	358,200	
117	294,100	325,100	358,500	
118	294,500	325,500	359,000	
119	294,900	325,900	359,500	
120	295,300	326,300	360,000	
121	295,600	326,400	360,300	
122	296,000	326,800	360,800	
123	296,400	327,200	361,200	
124	296,700	327,600	361,700	
125	296,800	327,800	362,000	
126	297,100	328,000		
127	297,500	328,300		
128	297,900	328,500		
129	298,000	328,700		
130	298,400	329,000		
131	298,800	329,300		
132	299,200	329,700		
133	299,300	330,000		
134	299,600	330,300		
135	300,000	330,700		
136	300,400	331,100		
137	300,500	331,400		
138	300,900	331,800		
139	301,300	332,200		
140	301,700	332,600		
141	301,800	332,900		
142	302,100	333,200		
143	302,400	333,600		
144	302,700	334,000		
145	302,800	334,200		
146	303,000	334,600		
147	303,300	335,000		
148	303,600	335,400		
149	303,800	335,700		
150	304,100	336,100		
151	304,400	336,400		
152	304,700	336,800		
153	305,000	337,100		
154	305,300			
155	305,600			
156	305,900			
157	306,300			
158	306,600			
159	306,900			
160	307,200			

	161	307,500						
	162	307,800						
	163	308,100						
	164	308,400						
	165	308,800						
	166	309,100						
	167	309,400						
	168	309,700						
	169	310,000						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円
		233,900	254,300	261,600	270,300	287,100	324,100	368,600

備考 この表は、人事委員会規則で定めるものに勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他人事委員会規則で定める業務に従事する職員に適用する。



# 参 考 资 料





# 目 次

## 参考資料

1 職員給与関係	1
令和5年 職員給与実態調査の概要	2
第1表 給料表別平均給与月額等	4
第2表 給料表別、級別、号給別職員数	6
第3表 給料表別、級別、年齢別職員数	19
第4表 扶養手当の支給状況	27
第5表 住居手当の支給状況	27
第6表 通勤手当の支給状況	28
第7表 管理職手当の支給状況	29
2 民間給与関係	31
令和5年 職種別民間給与実態調査の概要	32
第8表 産業別、企業規模別調査事業所数	33
第9表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	34
第10表 民間における初任給の改定状況	43
第11表 職種別、学歴別初任給	43
第12表 民間における給与改定の状況	44
第13表 民間における定期昇給の実施状況	44
第14表 民間における家族手当の支給状況	45
第15表 民間における在宅勤務手当の支給状況	45
第16表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	46
第17表 民間における特別給の支給状況	46
第18表 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)	47
第19表 公民給与比較における役職段階の対応関係	48
3 生計費関係	49
令和5年4月の標準生計費算定方法	50
第20表 費目別、世帯人員別標準生計費(令和5年4月)	50
4 労働経済関係	51
第21表 労働経済指標	52



# 1 職員給与関係

# 1 職員給与関係

## 令和5年職員給与実態調査の概要

### (1) 調査の目的

この調査は、本市職員の給与の実態を把握し、給与に関する基礎資料を得ることを目的とする。

### (2) 調査期日

令和5年4月1日

### (3) 調査の対象

本市に勤務する一般職の職員を対象とした。ただし、次に掲げる職員は調査から除外した。

- ①技能労務職員
- ②企業職員
- ③臨時的任用職員
- ④任期付職員
- ⑤会計年度任用職員
- ⑥調査期日現在短時間勤務職員（再任用職員以外のものに限る。）
- ⑦調査期日現在休職中の職員
- ⑧調査期日現在休業中の職員
- ⑨調査期日現在在籍専従の許可を受けている職員
- ⑩調査期日現在停職、減給中の職員
- ⑪調査期日現在派遣されている職員

### (4) 分類

集計に当たっては、上記対象職員を給料表の種類により分類した。その分類は別表のとおりである。

### (5) 調査事項

給料表適用職員数、給与額、年齢、経験年数、学歴等について調査した。

### (6) 集計

この調査の集計に当たっては、総務局人事部人事課及び給与課並びに教育委員会事務局学校教育部教職員課及び教育総務部教育給与課の協力を得た。

別 表

給 料 表	適 用 職 員
行政職給料表	他の給料表の適用を受けない全ての職員
教育職給料表（１）	岡山市立高等学校に勤務する校長、教頭、教諭、実習教諭、助教諭及び実習助手等
教育職給料表（２）	幼稚園に勤務する園長、教諭、助教諭及び講師
教育職給料表（３）	岡山市立小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師等
保育幼児教育職給料表	幼保連携型認定こども園等に勤務する園長、副園長及び保育教諭等
医療職給料表（１）	保健所等に勤務する医師及び歯科医師
医療職給料表（２）	保健所等に勤務する薬剤師、栄養士及び臨床検査技師等
医療職給料表（３）	保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師等
教育職給料表（一） [岡山県]	岡山市立高等学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭及び講師等で岡山市の教育職給料表（１）の適用を受ける者以外の職員

第1表 給料表別平均給与月額等

区分 給料表	職員数			平均給					
	性別構成比		給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	単身赴任手当	
	男	女							
行政職給料表	人 3,839	% 68.7	% 31.3	円 336,688	円 11,031	円 11,048	円 6,354	円 13,312	円 47
教育職給料表(1)	1	*	*	*	*	*	*	*	*
教育職給料表(2)	107	0.0	100.0	351,823	4,308	11,070	3,720	12,879	0
教育職給料表(3)	2,690	44.2	55.8	359,152	7,296	11,161	7,114	6,383	0
保育幼児教育職給料表	292	3.8	96.2	311,349	3,432	9,567	7,633	4,105	0
医療職給料表(1)	5	40.0	60.0	566,820	2,600	102,016	5,400	68,180	0
医療職給料表(2)	46	32.6	67.4	356,765	6,500	11,131	6,635	7,774	0
医療職給料表(3)	106	0.9	99.1	276,021	1,557	8,327	11,928	0	0
教育職給料表(一) [岡山県]	30	46.7	53.3	419,930	8,083	12,957	6,950	3,887	0
計	7,116	54.4	45.6	344,117	9,016	11,063	6,743	10,071	25
公民給与比較 対象職員	2,671	68.6	31.4	346,563	10,319	11,428	6,237	16,156	45

- (注) 1 「給料」には、給料の調整額及び教職調整額を含む。  
 2 「その他手当」は、産業教育手当、定時制通信教育手当及び義務教育等教員特別手当である。  
 3 「平均年齢」及び「平均経年数」は、10進法により表示している。(第3表について同じ。)  
 4 「公民給与比較対象職員」は、行政職給料表適用職員のうち、新規学卒者を除いた事務職員及び技術職員である。  
 5 百分率(%)で示しているものについては、小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100%にならない場合がある。(第2表について同じ。)  
 6 教育職給料表(1)については、職員数が1人であるため、「\*」としている。また、第2表、第3表、第7表は省略している。  
 7 再任用職員は含まれていない。(以下第7表までについて同じ。)

与 月 額					平均 年齢	平均 経験 年数	学歴別構成比			
初任給 調整手当	小計	通勤手当	その他 手当	合計			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
円	円	円	円	円	歳	年	%	%	%	%
15	378,495	7,728	0	386,223	42.4	20.2	77.4	8.1	13.9	0.7
*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
0	383,800	7,733	0	391,533	42.0	19.6	89.7	10.3	0.0	0.0
141	391,247	7,909	5,307	404,463	40.3	17.5	98.7	1.3	0.0	0.0
0	336,086	7,417	0	343,503	38.0	16.2	65.1	34.9	0.0	0.0
189,640	934,656	6,466	0	941,122	57.2	32.7	100.0	0.0	0.0	0.0
2,043	390,848	6,439	0	397,287	46.9	23.9	67.4	32.6	0.0	0.0
0	297,833	7,589	0	305,422	32.9	10.2	90.6	9.4	0.0	0.0
0	451,807	6,489	7,800	466,096	49.3	26.3	100.0	0.0	0.0	0.0
208	381,243	7,766	2,039	391,048	41.3	18.9	85.4	6.8	7.5	0.4
6	390,754	7,348	0	398,102	44.1	21.6	82.4	5.2	11.5	0.9

第2表 給料表別、級別、号給別職員数

その1 行政職給料表

号給	級	1	2	3	4	5	6	7	8
		人	人	人	人	人	人	人	人
1									1
2									
3									
4							1		
5			1						
6									
7									
8									
9		7							2
10								1	
11									
12		4							
13		3							2
14					1				2
15									2
16		6	1		2		1		2
17		4							10
18				1					3
19									2
20		2	8		1				
21		1	1	1					1
22		1	8	2	1				1
23			2						
24		8	9	5	2				1
25			3	1	1				
26		1	14	4	1				
27		1	2	3					
28		1	37	3					1
29		78	4	3				4	
30		5	26	10	3			6	
31			12	4		1	1	1	
32		65	48	3	2		1	21	
33		19	3	7	2		3	8	
34		3	10	14	3		2	7	
35		1	3	4	3		2	7	
36		56	34	8	4		4	2	
37		9	5	6	4		5	3	
38		5	33	7	1		4	5	
39		9	8	5	6	1	10	1	
40		21	25	7			10	1	
41		9	18	5	1		5		1
42		37	30	19	1	2	30		
43		2	11	9	2	1	7	1	
44		18	23	11	4	1	13		
45		20	13	12	6	5	22		
46		33	20	6		1	8	2	
47		8	12	6	9	7	13		
48		21	7	9	11	7	11		
49		27	13	15	4	7	18	2	
50		35	12	9	5	7	9		
51		3	4	10	33	9	11		
52		26	7	30	6	9	11		
53		28	12	9	4	5	5		
54		65	9	9	18	12	6		
55		1	5	14	3	6	7		
56		13	6	24		16	5		
57		13	5	2	12	4	2		
58		37	6	9	6	6	9		
59		2	3	35	20	10	5		
60		27	2	13	2	10			
61		8	2	12	2	6			
62		26	3	25	15	7	2		
63		6	2	10	12	13			
64		26	4	3	1	5	1		
65		11	4	14	2	8	3		
66		7	1	5	9	11			
67		13	1	20	26	12			
68		5	4	8	2	3			



号給	級	1	2	3	4	5	6	7	8
		人	人	人	人	人	人	人	人
69		3	3	18	5	5			
70		10	1	12	10	20			
71		4	2	22	17	13			
72		3	1	10	5	9			
73		4	3	12	7	13			
74			2	20	12	14			
75			6	16	10	22			
76		3	2	13	6	14			
77		2	3	5	5	5			
78		1	2	8	11	16			
79			2	27	9	18			
80		4	3	9	8	14			
81			3	4	3	9			
82		1	1	8	13	11			
83			3	21	7	10			
84		5	1	11	3	12			
85		1	1	12	8	7			
86				6	11	9			
87		2	3	16	12	8			
88		3	1	13	4	6			
89			1	9	5	4			
90		3	1	11	13	3			
91			2	16	13	4			
92		1		6	5	3			
93		1	1	6	5	8			
94		2	2	12	5				
95			3	13	11				
96		2	1	10	4				
97		2	1	13	4				
98		5	2	13	5				
99			3	10	12				
100		4	1	3	9				
101		1	2	13	5				
102		3	2	8	5				
103			4	4	3				
104		1		8					
105		15		3	3				
106				4	5				
107				13	2				
108			3	2	2				
109			1	2	1				
110			3	8	1				
111				5	2				
112			3	4					
113			2	2					
114			2	4					
115				5					
116			1						
117			1	8					
118			1						
119			4						
120			1						
121			2						
122			2						
123			2						
124			1						
125			1						
126									
127			1						
128			2						
129			15						
計		923	653	929	539	449	247	72	27
構成比		24.0%	17.0%	24.2%	14.0%	11.7%	6.4%	1.9%	0.7%

適用職員数	3,839人
-------	--------

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示す。(以下本表について同じ。)

その2 教育職給料表(2)

号給	級	1	2	3	4
		人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13			2		
14					
15					
16			1		
17			1		
18					
19					
20			3		
21					
22					
23					
24					
25					
26			1		
27			1		
28					
29					
30			2		
31					
32					
33			2		
34			4		
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41			1		
42			1		
43					
44					
45			1		
46			1		
47			1		
48			2		
49					
50					
51					
52			2		
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59			1	1	
60					
61					
62			2		
63					
64					
65			2		
66					
67					
68					
69					
70			1		
71					
72					
73			1		
74			1		
75					
76			2		
77					
78					
79				1	
80			1		

号給	級	1	2	3	4
		人	人	人	人
81					
82			2	1	
83			2	1	
84					
85			1	1	
86				1	
87			1		
88					
89				1	
90					
91			2		
92			1		
93			1	19	
94					
95			3		
96			2		
97			1		
98					
99			2		
100					
101					
102					
103			1		
104			1		
105			1		
106			1		
107			1		
108					
109			2		
110					
111			1		
112					
113			2		
114			1		
115			1		
116					
117			1		
118			2		
119			2		
120					
121					
122			1		
123					
124					
125			1		
126			1		
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134			1		
135			1		
136					
137					
138					
139			1		
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146			1		
147					
148					
149			1		
150					
151					
152					
153			1		
154					
155					
156					
157					
計		0	81	26	0
構成比		—	75.7%	24.3%	—

適用職員数	107人
-------	------

その3 教育職給料表(3)

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		66			
18					
19		4			
20		66			
21		17			
22		9			
23		2			
24		82			23
25		3			20
26		15			12
27		12			29
28		71			4
29		9			1
30		16			9
31		9			1
32		69			2
33		3			3
34		6			2
35		4			2
36		13			2
37		6			13
38		57			
39		4			
40		23			
41		6			
42		31			
43		5			
44		22			
45		3			
46		48			
47		9			
48		57			
49		2			
50		12			
51		5			
52		44			
53		4			
54		18			
55		6			
56		21			
57		16			
58		48			
59		5			
60		24			
61		11			
62		34			
63		4			
64		23			
65		16	1		
66		12	2	1	
67		9			
68		17			
69		28		1	
70		11			
71		8			
72		13			
73		19		1	
74		13		2	
75		23			
76		16	2		
77		19			
78		11	1	2	
79		10	1		
80		13	2	1	

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
81		14	1	2	
82		11	1	1	
83		19		12	
84		7		2	
85		6	1	3	
86		10	3	3	
87		12	3	5	
88		11	1	10	
89		9	2	1	
90		10	3	7	
91		4	3	3	
92		6	3	4	
93		19	1	92	
94		10	4		
95		15	1		
96		12	2		
97		6	7		
98		14			
99		15	2		
100		18			
101		15	3		
102		16			
103		9	2		
104		9	1		
105		18	2		
106		12	3		
107		25	3		
108		12	2		
109		18	16		
110		18			
111		15			
112		12			
113		15			
114		13			
115		15			
116		12			
117		7			
118		11			
119		5			
120		11			
121		16			
122		9			
123		10			
124		9			
125		19			
126		20			
127		11			
128		13			
129		14			
130		10			
131		13			
132		5			
133		10			
134		10			
135		6			
136		12			
137		4			
138		12			
139		19			
140		11			
141		6			
142		11			
143		7			
144		15			
145		16			
146		16			
147		19			
148		18			
149		27			
150		32			
151		39			
152		51			
153		28			
154		21			
155		18			
156		5			
157		15			
計	0	2,335	79	153	123
構成比	—	86.8%	2.9%	5.7%	4.6%

適用職員数 2,690人

その4 保育幼児教育職給料表

給 号	級	1	2	3	4	5	6
		人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20			1				
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28		1	6				
29		14					
30			2				
31			5				
32		10	16				
33			1				
34		1	2				
35							
36		7	4				
37				1			
38		1	1				
39		1					
40		1	1				
41			1				2
42		4	4	1			5
43			1				
44				1			
45		1	6	2			
46		3	5				
47			3				
48				1			
49		2	1				
50		4	1	1			
51			3				
52			1	3			
53		4	3	1			
54		7	2				
55			1	4			
56			7	2			
57		3	2	1			
58		3	4	2			
59		1	2	2			
60		7	1	1			
61		1	2			1	
62		1		2			
63		4		2			
64		6	1				
65				3	1		
66			2	1	1		
67		3		2		1	
68						1	

給号	級	1	2	3	4	5	6
		人	人	人	人	人	人
69				1			
70			1	3	1		
71			1	3			
72				1		1	
73							
74			1			2	
75				1	2	1	
76						1	
77					1	3	
78					2	1	
79			1	1	1		
80				1	2		
81				1			
82			1		1		
83				1	2		
84				1			
85					1		
86				3	1		
87				1			
88				1			
89					2	1	
90				1			
91			1		1		
92							
93							
94					1		
95					2		
96			1				
97				1			
98					1		
99			2				
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107				1			
108							
109							
110							
111			1				
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119			1				
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129			1				
計		90	104	55	23	13	7
構成比		30.8%	35.6%	18.8%	7.9%	4.5%	2.4%

適用職員数	292人
-------	------

その5 医療職給料表（1）

級 号給	1	2	3	4	5
1	人				
2		人			
3			人		
4				人	
5					人
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					1
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61				1	
62					
63					
64			1		

級 号給	1	2	3	4	5
65	人			2	人
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
計	0	0	1	3	1
構成比	—	—	20.0%	60.0%	20.0%

適用職員数	5人
-------	----

その6 医療職給料表（2）

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8
		人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13				1					
14									
15				1					
16									
17				1					
18									
19				1					
20									
21									
22									
23									
24					1				
25			1						
26									
27			1						
28									
29									
30			1						
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37								1	
38									
39									
40									
41									
42									
43						1	2		
44								1	
45							1		
46									
47									
48									
49									
50									
51									
52						1			
53						1	1		
54									
55									
56						1			
57						1			
58					1				
59									
60					1				
61									
62									
63									
64									

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8
65		人	人	人	人	1人	5人	人	人
66									
67						1			
68									
69									
70									
71						1			
72									
73						3			
74									
75									
76						1			
77						2			
78									
79									
80						1			
81									
82						3			
83									
84									
85						6			
86									
87									
88									
89									
90									
91									
92									
93									
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105					1				
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
計		0	3	4	4	24	9	2	0
構成比		—	6.5%	8.7%	8.7%	52.2%	19.6%	4.3%	—

適用職員数	46人
-------	-----



その7 医療職給料表（3）

号給	級	1	2	3	4	5	6	7
1		人	人	人	人	人	人	人
2								
3								
4								
5								
6				7				
7				2				
8								
9				1				
10				6				
11								
12				1				
13				3				
14				3				
15								
16			6					
17				1				
18				2				
19			9					
20								
21					1			
22					2			
23			6					
24				2				
25								
26				1	1			
27			2	1	1			
28								
29			5		1			
30								
31					1			
32			1					
33					1			
34								
35					1			
36				1	1			
37								
38					2			
39								
40			1		1			
41					2			
42								
43					1			
44				1				
45					2			
46								
47								
48						2		
49					1			
50						1		
51					1	2		
52					1	1		
53					1			
54					1			
55						2		
56					1	1		
57								
58					1	2		
59					1			
60								
61								
62								
63					1	2		
64								

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7
65		人	人	人	人	人	人	人
66					1			
67								
68								
69						1		
70								
71								
72								
73								
74								
75								
76						1		
77								
78								
79								
80								
81								
82								
83								
84								
85								
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93						1		
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								

給 号	級						
	1	2	3	4	5	6	7
129	人	人	人	人	人	人	人
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計	0	30	32	28	16	0	0
構成比	—	28.3%	30.2%	26.4%	15.1%	—	—

適用職員数	106人
-------	------

その8 教育職給料表（一） [岡山県]

級 号給	1	2	特2	3	4
1	人				
2		人			
3			人		
4				人	
5					人
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					1
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48		1			
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62		1			
63				1	
64					
65		1			
66					
67					
68		1			
69		1			
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76			1		

級 号給	1	2	特2	3	4
77	人				
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87		1			
88		1			
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99		1			
100		1			
101					
102					
103					
104		1			
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114		1			
115					
116					
117					
118					
119					
120		1			
121					
122		1			
123		1			
124		1			
125					
126					
127					
128		1			
129		1			
130					
131		1			
132					
133					
134		1			
135		1			
136		2			
137					
138					
139		1			
140		2			
141		2			
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計	0	27	1	1	1
構成比	—	90.0%	3.3%	3.3%	3.3%

適用職員数 30人

### 第3表 給料表別、級別、年齢別職員数

#### その1 行政職給料表

年齢 \ 級	級							
	1	2	3	4	5	6	7	8
18歳	8							
19歳	6							
20歳	11							
21歳	6							
22歳	83							
23歳	86							
24歳	82							
25歳	71							
26歳	79							
27歳	94							
28歳	84	2						
29歳	82	6						
30歳	75	7						
31歳	50	45				1		
32歳	17	69						
33歳	19	67	4	2				
34歳	10	75	5					
35歳	10	79	16	3				
36歳	11	38	19	3				
37歳	6	37	33	9				
38歳	5	27	30	8				
39歳	8	26	42	8				
40歳	6	14	46	10				
41歳	4	11	49	16	2			1
42歳	4	14	59	27	1			
43歳	2	11	38	24	1			
44歳	2	4	46	26	10	1		
45歳	2	13	50	33	8			1
46歳		9	54	29	13			
47歳		11	43	35	20			
48歳		12	58	42	41	3		
49歳		12	70	46	38	7	1	
50歳		6	38	44	49	11		
51歳		6	40	32	45	23		
52歳		2	32	23	40	27	2	
53歳		6	31	24	28	24	2	
54歳		2	25	24	41	17	6	
55歳		11	21	18	25	24	10	2
56歳		13	20	10	30	30	11	
57歳		14	9	16	17	31	8	4
58歳		4	24	14	18	25	17	11
59歳			26	13	22	23	15	8
60歳			1					
61歳								
計	923	653	929	539	449	247	72	27
平均年齢	27.7	38.4	46.6	48.6	52.2	54.9	57.1	57.3

その2 教育職給料表(2)

級 年齢	1	2	3	4
18歳				
19歳				
20歳				
21歳				
22歳		2		
23歳		2		
24歳		3		
25歳		2		
26歳		4		
27歳		4		
28歳		1		
29歳		3		
30歳		3		
31歳		1		
32歳				
33歳		4		
34歳		2		
35歳		2		
36歳				
37歳		4		
38歳		5		
39歳		2		
40歳		1		
41歳		5		
42歳		3		
43歳		3		
44歳		3		
45歳		4		
46歳		6	1	
47歳		3		
48歳		3		
49歳		1	1	
50歳		1	2	
51歳		1	3	
52歳				
53歳			2	
54歳		1	4	
55歳		1	2	
56歳		1	2	
57歳			5	
58歳			4	
59歳				
60歳				
61歳				
計	0	81	26	0
平均年齢	歳 —	歳 38.0	歳 54.7	歳 —

その3 教育職給料表(3)

級 年齢	1	2	特2	3	4
18歳	人	人	人	人	人
19歳					
20歳					
21歳					
22歳		65			
23歳		81			
24歳		106			
25歳		111			
26歳		95			
27歳		84			
28歳		86			
29歳		85			
30歳		87			
31歳		93			
32歳		80			
33歳		51			
34歳		67			
35歳		63			
36歳		57			
37歳		57			
38歳		56			
39歳		50			
40歳		57			
41歳		53	1		
42歳		49			
43歳		59	1		
44歳		68	1		
45歳		45	2		
46歳		43	6		
47歳		54	7		
48歳		49	14	9	
49歳		48	4	8	
50歳		48	10	11	
51歳		30	6	10	
52歳		34	7	15	1
53歳		35	2	18	1
54歳		31	2	29	5
55歳		50	5	24	10
56歳		46	1	11	16
57歳		57	1	7	28
58歳		50	5	6	33
59歳		54	4	5	29
60歳		1			
61歳					
計	0	2,335	79	153	123
平均年齢	歳 —	歳 38.1	歳 51.0	歳 53.8	歳 57.7

その4 保育幼児教育職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						
22歳	14					
23歳	11					
24歳	8					
25歳	7					
26歳	4					
27歳	9					
28歳	11					
29歳	12					
30歳	13					
31歳	1	10				
32歳		17				
33歳		9				
34歳		10				
35歳		8				
36歳		8				
37歳		12				
38歳		7	2			
39歳		4	1			
40歳		1	3			
41歳		4	3			
42歳		3	3			
43歳		1	6			
44歳		1	4			
45歳		1	4			
46歳		1	5			
47歳		1	6			
48歳		2	4	5		
49歳			3	1		
50歳		1	2	4		
51歳		1	4	5	2	
52歳		1	1	2		
53歳			1	1	2	
54歳				3	4	
55歳		1		1		
56歳			1		2	
57歳			1		1	1
58歳					2	4
59歳			1	1		2
60歳						
61歳						
計	90	104	55	23	13	7
平均年齢	歳 26.6	歳 36.8	歳 46.5	歳 51.6	歳 55.0	歳 58.6



その5 医療職給料表(1)

級 年齢	1	2	3	4	5
18歳	人	人	人	人	人
19歳					
20歳					
21歳					
22歳					
23歳					
24歳					
25歳					
26歳					
27歳					
28歳					
29歳					
30歳					
31歳					
32歳					
33歳					
34歳					
35歳					
36歳					
37歳					
38歳					
39歳					
40歳					
41歳					
42歳					
43歳					
44歳					
45歳					
46歳					
47歳			1		
48歳					
49歳					
50歳					
51歳					
52歳					
53歳					
54歳					
55歳				1	
56歳					
57歳					
58歳				1	
59歳					
60歳					
61歳					
62歳				1	1
63歳					
64歳					
65歳					
計	0	0	1	3	1
平均年齢	歳 —	歳 —	歳 47.5	歳 58.6	歳 62.6

その6 医療職給料表(2)

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳								
19歳								
20歳								
21歳								
22歳								
23歳								
24歳								
25歳		1						
26歳			1					
27歳			2					
28歳		1	1					
29歳								
30歳								
31歳								
32歳								
33歳								
34歳				1				
35歳								
36歳		1						
37歳								
38歳								
39歳								
40歳								
41歳					1			
42歳				1	2			
43歳				1				
44歳					1			
45歳								
46歳					1			
47歳					4			
48歳					1			
49歳				1	3			
50歳					2	1		
51歳					1			
52歳					5	1		
53歳						3		
54歳							1	
55歳					2	2	1	
56歳								
57歳					1			
58歳								
59歳						2		
60歳								
61歳								
計	0	3	4	4	24	9	2	0
平均年齢	歳 —	歳 29.8	歳 27.5	歳 42.4	歳 49.4	歳 54.8	歳 55.0	歳 —

その7 医療職給料表(3)

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
18歳							
19歳							
20歳							
21歳							
22歳		6					
23歳		7					
24歳		8					
25歳		7					
26歳		1	11				
27歳			7				
28歳			3				
29歳			2				
30歳			4				
31歳			2				
32歳			1				
33歳				2			
34歳		1		3			
35歳			1	2			
36歳				1			
37歳				3			
38歳				3			
39歳			1	2			
40歳				4			
41歳				3	1		
42歳				1			
43歳				2	3		
44歳					5		
45歳					1		
46歳					1		
47歳				1	2		
48歳							
49歳				1	1		
50歳					1		
51歳							
52歳							
53歳							
54歳					1		
55歳							
56歳							
57歳							
58歳							
59歳							
60歳							
61歳							
計	0	30	32	28	16	0	0
平均年齢	歳 —	歳 24.4	歳 28.8	歳 39.2	歳 46.0	歳 —	歳 —

その8 教育職給料表（一） [岡山県]

級 年齢	1	2	特2	3	4
18歳	人	人	人	人	人
19歳					
20歳					
21歳					
22歳					
23歳					
24歳					
25歳					
26歳					
27歳					
28歳					
29歳					
30歳					
31歳					
32歳		1			
33歳					
34歳					
35歳					
36歳		1			
37歳		1			
38歳					
39歳		1			
40歳		1			
41歳		2			
42歳			1		
43歳					
44歳		2			
45歳		1			
46歳					
47歳					
48歳		1			
49歳		1			
50歳		3			
51歳		1			
52歳		1			
53歳				1	
54歳		3			
55歳					
56歳		2			
57歳		1			
58歳		1			1
59歳		3			
60歳					
61歳					
計	0	27	1	1	1
平均年齢	歳 —	歳 49.1	歳 42.3	歳 53.0	歳 58.4

第4表 扶養手当の支給状況

区分 扶養親族数					
	該当職員数	うち 扶養親族である 配偶者を有する者	うち 扶養親族である 子を有する者	うち 扶養親族で特定期間 にある子を有する者	うち 扶養親族である 父母等を有する者
1 人	965	310	604	237	51
2 人	1,068	288	1,057	437	18
3 人	710	430	709	297	5
4 人	177	153	177	65	9
5 人	28	24	28	14	4
6人以上	5	4	5	3	1
計	2,953	1,209	2,580	1,053	88

- (注) 1 支給されている職員1人当たりの平均扶養親族数は、2.1人である。  
 2 特定期間にある子とは、満16歳に達する年度初めから満22歳に達した年度末までの子をいう。  
 3 支給されている職員1人当たりの平均手当月額は、21,644円である。  
 4 「教育職給料表(一) [岡山県]」の適用を受ける職員は含まない。(以下第7表までについて同じ。)

第5表 住居手当の支給状況

区 分	職員数
支給されている職員 (借家・借間に居住する職員)	1,830 人
手当月額 11,000円以下の受給者	2
手当月額 11,100円以上 27,000円未満の受給者	427
手当月額 27,000円の受給者	1,401
支給されていない職員	5,256
計	7,086
支給されている職員 1人当たり平均手当月額	26,108 円

第6表 通勤手当の支給状況

区 分	職員数
支給されている職員	6,567 人
交通機関等利用者	314
交通用具（自動車等）使用者（手当月額）	5,969
2km未満 (3,800円)	1
片道2km以上 5km未満 (5,100円)	1,435
片道5km以上 10km未満 (7,200円)	2,318
片道10km以上 15km未満 (9,100円)	1,242
片道15km以上 20km未満 (11,500円)	563
片道20km以上 25km未満 (13,800円)	224
片道25km以上 30km未満 (16,100円)	104
片道30km以上 35km未満 (18,100円)	46
片道35km以上 40km未満 (20,500円)	23
片道40km以上 45km未満 (22,800円)	7
片道45km以上 50km未満 (23,700円)	3
片道50km以上 55km未満 (24,600円)	1
片道55km以上 60km未満 (25,500円)	1
片道60km以上 (26,400円)	1
交通機関等と交通用具の併用者	284
支給されていない職員	519
計	7,086
支給されている職員1人当たり平均手当月額	8,386 円

第7表 管理職手当の支給状況

給料表 区分	行政職 給料表	教育職 給料表 (2)	教育職 給料表 (3)	保育幼児 教育職 給料表	医療職 給料表 (1)	医療職 給料表 (2)	医療職 給料表 (3)	計
職員数 (人)	3,839	107	2,690	292	5	46	106	7,085
受給者数 (人)	795	26	276	20	5	6	0	1,128
1種 【理事級】 (130,500円)	0							0
2種 【局長級】 (116,200円)	27							27
3種 【部長級】 (90,900円)	72				1	0		73
4-1種 【課長級】 (81,100円)	1	0		0	0	0	0	1
4-2種 【課長級】 (72,800円)	212	0		7	1	2	0	222
4-3種 【課長級】 (62,100円)	34	0		0	2	0	0	36
5種 【課長補佐級】 (53,000円)	449	26		13	1	4	0	493
1-1種 【校長級】 (90,900円)			3					3
1-2種 【校長級】 (85,400円)			0					0
1-3種 【校長級】 (78,900円)			1					1
1-4種 【校長級】 (72,800円)			119					119
2-1種 【教頭級】 (55,000円)			23					23
2-2種 【教頭級】 (53,000円)			130					130
受給者割合 (%)	20.7	24.3	10.3	6.8	100.0	13.0	0.0	15.9
受給者1人当たり の平均手当月額 (円)	64,283	53,000	62,209	59,930	68,180	59,600	-	63,431





## 2 民間給与関係

## 2 民間給与関係

### 令和5年職種別民間給与実態調査の概要

#### (1) 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与を検討するため、令和5年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### (2) 調査機関

本委員会、人事院、岡山県人事委員会等

#### (3) 調査の範囲

##### ① 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内の民間事業所 345事業所

##### ② 調査対象職種

76職種（事務・技術関係職種22職種、その他の職種54職種）

#### (4) 調査対象の抽出

##### ① 標本事業所の抽出

上記(3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により8層に層化し、これらの層から121事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。調査の完結した事業所は第8表のとおりである。

##### ② 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

##### ③ 調査実人員

初任給関係286人（事務・技術関係職種の調査実人員278人）、初任給関係以外の調査職種3,556人（事務・技術関係職種の調査実人員3,150人）である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は17,823人であり、うち事務・技術関係職種は12,408人である。

#### (5) 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第8表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業 \ 企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産業計	108	45	46	17
農業，林業，漁業	0	0	0	0
鉱業，採石業，砂利採取業、 建設業	8	2	5	1
製造業	29	12	13	4
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業，郵便業	28	10	14	4
卸売業，小売業	16	7	5	4
金融業，保険業、 不動産業，物品賃貸業	3	3	0	0
教育，学習支援業、 医療，福祉，サービス業	24	11	9	4

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が1所、調査不能の事業所が12所あった。
- 2 調査対象事業所121所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所1所を除いた120所に占める調査完了事業所108所の割合(調査完了率)は、90.0%。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

## 第9表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

### その1 公民給与比較の対象職種

#### (1) 規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する		(A) - (B)		
			給与 (A)	うち 時間外手当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
事務・技術・関係職種	支店長	7	54.2	796,044	38	796,006	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	4	53.3	772,595	0	772,595	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	3	55.7	832,408	97	832,311	
	中学校卒	-	-	-	-	-	
	工場長	4	54.5	791,859	0	791,859	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	3	55.4	880,465	0	880,465	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	1	*	*	*	*	
	中学校卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	110	52.9	590,024	1,377	588,647	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	82	53.6	604,679	1,373	603,306	
短大卒	5	52.3	551,817	1,848	549,969		
高校卒	22	50.1	539,371	1,146	538,225		
中学校卒	1	*	*	*	*		
技術部長	62	52.2	623,580	5,422	618,158	同上	
大学卒	46	51.6	626,977	4,513	622,464		
短大卒	3	57.5	630,092	0	630,092		
高校卒	13	53.1	608,687	10,366	598,321		
中学校卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	38	56.1	633,650	48,835	584,815	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
大学卒	34	56.2	646,053	52,729	593,324		
短大卒	1	*	*	*	*		
高校卒	3	52.5	523,050	0	523,050		
中学校卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	18	48.9	504,598	9,043	495,555	同上	
大学卒	17	48.4	496,907	9,615	487,292		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	1	*	*	*	*		
中学校卒	-	-	-	-	-		
事務課長	157	52.3	544,144	25,175	518,969	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	120	52.3	534,693	22,778	511,915		
短大卒	14	49.4	491,919	2,080	489,839		
高校卒	22	53.3	640,397	57,321	583,076		
中学校卒	1	*	*	*	*		
技術課長	160	48.6	574,386	37,222	537,164	同上	
大学卒	90	48.7	583,730	36,614	547,116		
短大卒	17	47.7	513,568	5,713	507,855		
高校卒	52	48.7	579,628	49,488	530,140		
中学校卒	1	*	*	*	*		

(注) 1 調査実人員が1人の場合は、「\*」としている。(以下本表について同じ。)

2 「平均年齢」は、10進法により表示している。(以下本表について同じ。)

3 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。(以下本表について同じ。)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額				備考
			きまって支給する		(A) - (B)		
			給与 (A)	うち 時間外手当 (B)			
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	
大学卒	70	50.8	512,137	75,835	436,302		
短大卒	63	50.3	516,074	79,467	436,607		
高校卒	2	55.1	510,829	86,634	424,195		
中学卒	5	57.2	455,995	20,600	435,395		
技術課長代理	47	46.0	480,389	62,477	417,912	同上	
大学卒	30	45.8	466,716	42,663	424,053		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	17	46.4	507,222	101,363	405,859		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係長	260	46.5	457,620	54,245	403,375	係の長及び係長級専門職	
大学卒	161	44.8	442,146	52,766	389,380		
短大卒	21	48.5	415,285	34,712	380,573		
高校卒	77	50.2	507,769	63,705	444,064		
中学卒	1	*	*	*	*		
技術係長	225	46.9	515,218	80,373	434,845	同上	
大学卒	114	45.3	488,842	70,607	418,235		
短大卒	19	43.0	455,733	56,377	399,356		
高校卒	92	49.8	561,628	97,884	463,744		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務主任	186	43.7	380,262	33,619	346,643	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	
大学卒	97	41.1	394,188	35,088	359,100		
短大卒	23	44.4	346,269	23,755	322,514		
高校卒	66	46.6	375,225	35,344	339,881		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術主任	201	40.3	418,143	72,241	345,902	同上	
大学卒	77	40.3	388,447	57,818	330,629		
短大卒	14	41.8	375,489	67,715	307,774		
高校卒	109	40.2	443,000	82,410	360,590		
中学卒	1	*	*	*	*		
事務係員	1,005	39.0	306,696	29,099	277,597		
大学卒	620	37.0	310,339	29,230	281,109		
短大卒	107	41.3	294,643	28,795	265,848		
高校卒	278	43.1	302,325	28,889	273,436		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係員	600	31.8	309,654	46,654	263,000		
大学卒	357	31.0	314,264	49,629	264,635		
短大卒	74	32.4	292,574	37,901	254,673		
高校卒	163	32.8	304,932	44,145	260,787		
中学卒	6	48.6	368,715	41,977	326,738		

(注) 4 「中間職(課長一係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。(以下本表について同じ。)

5 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。(以下本表について同じ。)

## (2) 規模500人以上

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する		(A) - (B)		
			給与 (A)	うち 時間外手当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	7	54.2	796,044	38	796,006	構成員50人以上の支店(社)の 長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	4	53.3	772,595	0	772,595	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	3	55.7	832,408	97	832,311	
	中学校卒	-	-	-	-	-	
	工場長	4	54.5	791,859	0	791,859	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	3	55.4	880,465	0	880,465	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	1	*	*	*	*	
	中学校卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	53	53.2	596,247	1,991	594,256	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	45	53.1	594,340	2,292	592,048	
短大卒	2	53.5	559,948	0	559,948		
高校卒	6	53.5	624,035	23	624,012		
中学校卒	-	-	-	-	-		
技術部長	30	53.0	713,671	9,800	703,871	同 上	
大学卒	22	53.3	723,002	7,612	715,390		
短大卒	1	*	*	*	*		
高校卒	7	52.0	663,730	19,556	644,174		
中学校卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	8	51.3	599,144	0	599,144	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
大学卒	6	51.2	627,844	0	627,844		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	2	51.5	513,046	0	513,046		
中学校卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	5	46.7	460,288	34,396	425,892	同 上	
大学卒	5	46.7	460,288	34,396	425,892		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学校卒	-	-	-	-	-		
事務課長	72	50.9	567,174	16,936	550,238	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職	
大学卒	50	50.6	538,671	4,010	534,661		
短大卒	5	47.1	512,465	6,434	506,031		
高校卒	16	53.2	704,627	77,524	627,103		
中学校卒	1	*	*	*	*		
技術課長	87	50.1	685,054	66,547	618,507	同 上	
大学卒	48	49.6	699,206	65,113	634,093		
短大卒	8	51.4	614,559	2,207	612,352		
高校卒	31	50.6	680,013	85,891	594,122		
中学校卒	-	-	-	-	-		

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給する		(A) - (B)	
				給与 (A)	うち 時間外手当 (B)		
		人	歳	円	円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 種	事務課長代理	7	52.2	463,219	93	463,126	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
	大学卒	4	51.5	437,445	13	437,432	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	3	53.2	497,584	200	497,384	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	14	42.8	484,425	98,858	385,567	同 上
	大学卒	4	43.5	440,357	64,641	375,716	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	10	42.5	502,052	112,544	389,508	
	事務係長	165	46.8	484,990	68,223	416,767	係の長及び係長級専門職
	大学卒	99	44.9	460,623	66,380	394,243	
	短大卒	9	47.6	437,281	47,560	389,721	
高校卒	56	50.8	547,748	76,654	471,094		
中学卒	1	*	*	*	*		
技術係長	145	47.6	543,166	83,842	459,324	同 上	
大学卒	64	45.7	508,038	68,333	439,705		
短大卒	9	42.9	501,045	68,400	432,645		
高校卒	72	50.2	589,530	103,961	485,569		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務主任	94	44.1	385,638	33,776	351,862	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	
大学卒	36	38.6	413,170	39,768	373,402		
短大卒	17	43.7	359,855	25,968	333,887		
高校卒	41	47.7	378,696	33,180	345,516		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術主任	97	39.5	486,941	96,917	390,024	同 上	
大学卒	26	39.7	466,862	79,286	387,576		
短大卒	3	43.7	461,567	76,128	385,439		
高校卒	68	39.2	495,145	104,058	391,087		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係員	556	39.6	306,569	25,591	280,978		
大学卒	335	37.4	306,711	24,586	282,125		
短大卒	64	40.7	289,218	22,693	266,525		
高校卒	157	44.7	314,074	29,547	284,527		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係員	223	30.9	335,292	55,919	279,373		
大学卒	123	31.4	351,454	61,411	290,043		
短大卒	36	29.9	303,333	41,217	262,116		
高校卒	63	30.2	319,745	53,369	266,376		
中学卒	1	*	*	*	*		

## (3) 規模100人以上500人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する		(A) - (B)		
			給与 (A)	うち 時間外手当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
支店長 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	-	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の 長 (取締役兼任者を除く。)
	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	
工場長 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	-	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	
事務部長 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	48	52.7	593,664	622	593,042	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)	
	30	54.7	638,222	0	638,222		
	2	51.5	571,633	0	571,633		
	15	48.9	508,813	1,685	507,128		
技術部長 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	27	51.6	550,147	545	549,602	同 上	
	21	50.1	547,134	313	546,821		
	2	59.0	544,898	0	544,898		
	4	55.5	568,599	2,041	566,558		
事務部次長 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	29	57.5	644,874	63,133	581,741	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
	27	57.4	652,618	65,580	587,038		
	1	*	*	*	*		
	1	*	*	*	*		
技術部次長 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	12	50.5	516,459	0	516,459	同 上	
	11	50.0	506,496	0	506,496		
	-	-	-	-	-		
	1	*	*	*	*		
事務課長 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	64	54.2	529,374	40,435	488,939	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職	
	53	54.6	538,074	46,574	491,500		
	6	50.0	476,572	197	476,375		
	5	54.7	479,687	8,959	470,728		
技術課長 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	51	48.5	471,273	4,578	466,695	同 上	
	32	49.1	480,259	7,190	473,069		
	3	50.2	461,241	0	461,241		
	15	46.8	454,179	228	453,951		
	1	*	*	*	*		



職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額				備 考
			きまって支給する		(A) - (B)		
			給与 (A)	うち 時間外手当 (B)			
人	歳	円	円	円			
事務	事務課長代理	50	51.5	531,406	91,370	440,036	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
	大学卒	47	51.0	535,913	92,938	442,975	
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	2	60.5	422,464	37,049	385,415	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	29	47.2	484,699	55,156	429,543	同 上
	大学卒	23	46.2	474,877	42,917	431,960	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	6	50.8	522,349	102,071	420,278	
	事務係長	77	45.9	408,850	28,758	380,092	係の長及び係長級専門職
	大学卒	55	44.5	406,729	26,963	379,766	
	短大卒	8	51.0	418,684	30,286	388,398	
高校卒	14	48.5	411,555	34,938	376,617		
技術係長	62	44.9	425,896	70,903	354,993	同 上	
大学卒	41	43.4	440,042	80,717	359,325		
短大卒	5	43.6	394,726	24,181	370,545		
高校卒	16	49.1	398,835	60,121	338,714		
技術	事務主任	57	43.2	400,252	46,589	353,663	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
	大学卒	42	42.1	405,982	41,190	364,792	
	短大卒	3	45.8	319,466	29,580	289,886	
	高校卒	12	46.4	400,402	69,749	330,653	
	技術主任	73	42.1	355,605	51,482	304,123	同 上
	大学卒	36	41.1	361,296	52,915	308,381	
	短大卒	8	41.9	347,489	59,555	287,934	
	高校卒	28	43.7	350,452	47,592	302,860	
	事務係員	372	38.2	309,145	36,305	272,840	
	大学卒	236	36.6	319,145	37,639	281,506	
	短大卒	36	44.2	308,761	41,825	266,936	
	高校卒	100	40.3	284,351	31,013	253,338	
技術係員	306	33.3	296,153	42,788	253,365		
大学卒	187	31.3	296,783	45,862	250,921		
短大卒	30	37.2	287,050	35,177	251,873		
高校卒	84	35.6	293,763	38,329	255,434		
中学卒	5	47.5	355,925	39,339	316,586		

## (4) 規模100人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する		(A) - (B)		
			給与 (A)	うち 時間外手当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の 長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	9	52.1	520,418	1,111	519,307	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
		7	52.9	533,834	0	533,834	
		1	*	*	*	*	
		1	*	*	*	*	
技術部長	5	50.7	515,228	8,000	507,228	同 上	
	3	50.5	508,787	13,333	495,454		
	-	-	-	-	-		
	2	51.0	524,891	0	524,891		
事務部次長	1	*	*	*	*	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
	1	*	*	*	*		
	-	-	-	-	-		
	-	-	-	-	-		
技術部次長	1	*	*	*	*	同 上	
	1	*	*	*	*		
	-	-	-	-	-		
	-	-	-	-	-		
事務課長	21	50.3	502,352	0	502,352	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職	
	17	50.3	503,714	0	503,714		
	3	51.2	496,482	0	496,482		
	1	*	*	*	*		
技術課長	22	43.3	414,334	8,525	405,809	同 上	
	10	43.3	395,553	4,000	391,553		
	6	41.5	414,660	13,333	401,327		
	6	45.0	445,308	11,258	434,050		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額				備 考	
			きまって支給する		(A) - (B)			
			給与 (A)	うち 時間外手当 (B)				
人	歳	円	円	円				
事務	事務課長代理	13	45.2	401,032	7,656	393,376	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	
	大学卒	12	44.5	397,249	8,294	388,955		
	短大卒	1	*	*	*	*		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	4	46.3	433,478	11,378	422,100	同 上	
	大学卒	3	44.8	427,603	15,170	412,433		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	1	*	*	*	*		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術	事務係長	18	46.6	379,036	16,875	362,161	係の長及び係長級専門職
		大学卒	7	45.1	407,744	24,872	382,872	
短大卒		4	45.5	347,061	9,132	337,929		
高校卒		7	48.8	368,600	13,303	355,297		
中学卒		-	-	-	-	-		
技術係長		18	44.7	406,846	60,545	346,301	同 上	
大学卒		9	47.8	417,923	56,278	361,645		
短大卒		5	42.5	395,833	58,909	336,924		
高校卒		4	40.3	395,691	72,190	323,501		
中学卒		-	-	-	-	-		
関係		事務主任	35	43.1	326,584	9,624	316,960	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
		大学卒	19	43.1	329,730	11,348	318,382	
	短大卒	3	47.5	271,830	300	271,530		
	高校卒	13	42.0	334,622	9,256	325,366		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術主任	31	38.8	306,938	27,982	278,956	同 上	
	大学卒	15	39.4	296,013	25,769	270,244		
	短大卒	3	39.2	352,405	81,525	270,880		
	高校卒	13	38.0	309,052	18,178	290,874		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	職種	事務係員	77	37.9	293,989	22,734	271,255	
		大学卒	49	35.9	295,607	26,917	268,690	
短大卒		7	32.7	278,653	27,195	251,458		
高校卒		21	44.6	295,362	11,285	284,077		
中学卒		-	-	-	-	-		
技術係員		71	28.7	256,839	21,964	234,875		
大学卒		47	28.0	250,045	20,160	229,885		
短大卒		8	28.5	240,191	26,342	213,849		
高校卒		16	30.9	287,126	25,332	261,794		
中学卒		-	-	-	-	-		

その2 公民給与比較の対象外職種  
規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する		(A) - (B)		
			給与 (A)	うち 時間外手当 (B)			
人	歳	円	円	円			
技能・ 労務関係 職種	電話交換手	-	-	-	-	-	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	自家用乗用自動車 運転手	-	-	-	-	-	
	守衛	-	-	-	-	-	
	用務員	4	52.5	304,721	4,050	300,671	
研究関係 職種	研究所長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者 (研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研究部(課)長	8	49.6	556,961	0	556,961	
	研究室(係)長	-	-	-	-	-	
	主任研究員	1	*	*	*	*	
	研究員	20	40.5	396,195	22,030	374,165	
研究補助員	-	-	-	-	-	-	
医療関係 職種	病院長	-	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上
	副院長	2	62.5	1,558,082	424,392	1,133,690	
	医科長	12	50.8	1,278,535	289,617	988,918	
	医師	7	38.1	833,912	163,359	670,553	
	歯科医師	2	44.5	709,342	29,837	679,505	
	薬局長	4	35.3	377,335	54,479	322,856	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	7	38.2	346,043	40,023	306,020	
	診療放射線技師	28	44.1	372,683	35,066	337,617	
	臨床検査技師	19	39.9	340,135	45,293	294,842	
	栄養士	14	39.0	293,312	11,983	281,329	
	理学療法士	31	33.8	305,145	19,906	285,239	
	作業療法士	28	36.8	306,224	17,977	288,247	
	総看護師長	4	51.8	466,293	59,956	406,337	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上
	看護師長	25	49.8	483,056	103,111	379,945	
看護師	70	41.5	404,302	86,421	317,881		
准看護師	19	54.2	365,090	53,067	312,023		
教育関係 職種	大学学長・副学長・ 学部長	5	60.7	694,777	0	694,777	
	大学教授	32	56.3	576,625	0	576,625	
	大学准教授	27	46.4	476,217	0	476,217	
	大学講師	28	39.3	396,929	0	396,929	
	大学助教	9	37.2	357,280	0	357,280	
	高等学校校長	-	-	-	-	-	
	高等学校教頭	-	-	-	-	-	
高等学校教諭	-	-	-	-	-		

第10表 民間における初任給の改定状況

(単位 : %)

学 歴 \ 項 目	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
		増 額	据 置 き	減 額	
大 学 卒	40.1	(46.1)	(53.9)	(0.0)	59.9
高 校 卒	21.2	(62.2)	(37.8)	(0.0)	78.8

(注) 1 ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

2 百分率(%)で示しているものについては、小数点第2位を四捨五入しているため比率の合計が100%にならない場合がある。(以下第16表まで同じ。)

第11表 職種別、学歴別初任給

(単位 : 円)

職 種 \ 学 歴	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒
	新卒事務員・技術者計	203,888	185,176
新卒事務員	203,018	185,885	169,834
新卒技術者	205,214	184,114	171,391

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

備 考 本市職員の場合、行政職の初任給(地域手当を含む。)は、大学卒197,039円、短大卒173,658円、高校卒162,843円である。

第12表 民間における給与改定の状況

(単位 : %)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップの 慣行なし
係員	53.7	0.7	0.0	45.7
課長級	44.4	5.1	0.0	50.5

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

第13表 民間における定期昇給の実施状況

(単位 : %)

項目 役職 段階	定期昇給制度あり						定期 昇給 制度 なし
		定期昇給実施				定期 昇給 中止	
		増額	減額	変化なし			
係員	94.8	94.8	41.0	1.1	52.6	0.0	5.2
課長級	85.6	85.6	35.1	0.0	50.5	0.0	14.4

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

## 第14表 民間における家族手当の支給状況

### その1 家族手当の支給状況

(単位：%)

家族手当 制度がある	配偶者に 家族手当を 支給する		配偶者に 家族手当を 支給しない		家族手当 制度がない
	配偶者の収入によ る制限がある	配偶者の収入によ る制限がない			
71.1	(79.5)	[82.5]	[17.5]	(20.5)	28.9

(注)1 ( )内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 [ ]内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

### その2 扶養家族の構成別支給月額

(単位：円)

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	10,479
配偶者と子1人	17,098
配偶者と子2人	23,268

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。

備考 本市職員の場合、扶養手当の支給月額は、配偶者については6,500円、配偶者以外については、子1人につき10,000円、父母等1人につき6,500円である。なお、満16歳に達する年度初めから満22歳に達した年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

## 第15表 民間における在宅勤務手当の支給状況

### その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況

(単位：%)

在宅勤務を 実施している	在宅勤務手当を 支給する		在宅勤務を 実施していない
	在宅勤務手当を 支給する	在宅勤務手当を 支給しない	
44.7	(27.0)	(73.0)	55.3

(注) ( )内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

### その2 在宅勤務手当の支給の検討状況

(単位：%)

検討している	検討していない
24.5	75.5

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第16表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位 : %)

項目 役職段階	一定率(額)分	考課査定分
係員	57.1	42.9
課長級	52.4	47.6
部長級(非役員)	51.7	48.3

第17表 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期(A1)	356,150円
	上半期(A2)	354,892円
特別給の支給額	下半期(B1)	777,173円
	上半期(B2)	820,357円
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.18月分
	上半期(B2/A2)	2.31月分
	年間	4.49月分

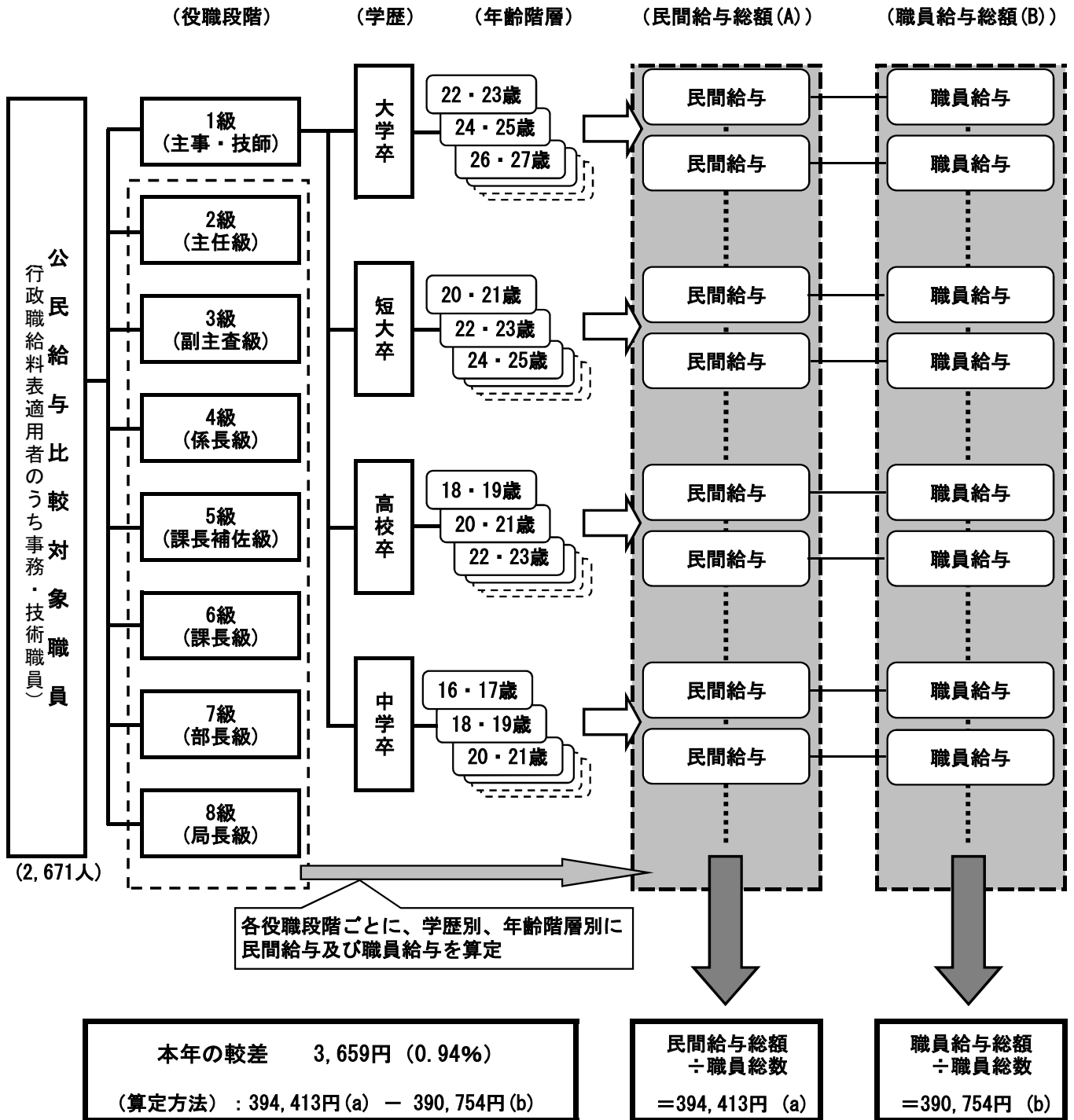
(注) 「下半期」とは令和4年8月から令和5年1月まで、「上半期」とは同年2月から7月までの期間をいう。



第18表 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支給されている給与総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出している。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較している。



第19表 公民給与比較における役職段階の対応関係

職員 (行政職給料表)		民間従業員		
職務の級	主な役職	企業規模 500人以上	企業規模 100人以上500人未満	企業規模 100人未満
8級	局長級	支店長、工場長		
7級	部長級	部長、部次長		
6級	課長級	課長	部長、部次長	支店長、工場長
5級	課長補佐級	課長代理	課長	部長、部次長
				課長
4級	係長級	係長	課長代理	課長代理
3級	副主査級		係長	係長
2級	主任級	主任	主任	主任
1級	主事・技師		係員	係員

(注) 係制のない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含む。

### 3 生計費關係

### 3 生計費関係

#### 令和5年4月の標準生計費算定方法

市民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、岡山市における標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

##### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

- 食料費・・・食料
- 住居関係費・・・住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費・・・被服及び履物
- 雑費Ⅰ・・・保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑費Ⅱ・・・その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

##### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、「家計調査」（総務省）における勤労者世帯の令和5年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、全国の標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

第20表 費目別、世帯人員別標準生計費（令和5年4月）

（単位：円）

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	33,070	33,340	52,500	71,660	90,820
住居関係費	44,500	47,340	43,020	38,690	34,370
被服・履物費	6,380	4,340	7,020	9,710	12,390
雑費Ⅰ	18,920	19,680	37,690	55,690	73,700
雑費Ⅱ	13,830	16,150	22,460	28,780	35,080
計	116,700	120,850	162,690	204,530	246,360

## 4 勞働經濟關係

## 4 労働経済関係

第21表 労働経済指標

項目			年 月					
			令和4年 4月	5月	6月	7月	8月	
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	きまって支給する給与 [調査産業計]	全国	金額 (円)	307,905	301,194	304,007	303,699	301,851
			前年同月比 (%)	2.5	2.2	2.3	2.0	2.3
		岡山県	金額 (円)	272,492	270,071	272,529	271,593	269,348
			前年同月比 (%)	2.5	2.2	3.1	3.1	2.2
	うち 所定内給与	全国	金額 (円)	281,865	277,201	280,002	279,066	277,677
			前年同月比 (%)	2.2	1.9	2.1	1.9	2.2
		岡山県	金額 (円)	249,458	248,038	251,208	248,986	247,446
	総実労働時間数 [調査産業計]	全国 (時間)		149.0	137.6	149.6	147.0	139.1
		岡山県 (時間)		148.4	139.5	152.0	147.2	139.6
		うち所定外 労働時間	全国 (時間)	12.9	11.7	12.1	12.1	11.3
岡山県 (時間)			11.8	11.6	12.0	11.4	11.0	
消費支出 (総務省家計調査)	全世帯	全国	金額 (円)	304,510	287,687	276,885	285,313	289,974
			前年同月比 (%)	1.2	2.4	6.4	6.6	8.8
		岡山市	金額 (円)	309,041	351,611	267,859	295,452	309,886
		前年同月比 (%)	1.6	33.8	2.5	16.1	30.7	
	勤労者世帯	全国	金額 (円)	344,126	314,979	300,489	317,575	322,438
			前年同月比 (%)	1.6	△ 0.9	6.9	4.9	9.6
	岡山市	金額 (円)	351,788	391,483	280,033	311,756	328,067	
	前年同月比 (%)	8.5	46.4	15.2	14.4	25.2		
物価	消費者物価指数 (総務省)	全国	前年同月比 (%)	2.5	2.5	2.4	2.6	3.0
		岡山市	前年同月比 (%)	1.6	2.0	2.1	2.3	2.4
	国内企業物価指数(日本銀行)		前年同月比 (%)	10.2	9.6	9.8	9.5	9.8
雇用・生産	常用雇用指数[調査産業計] (厚生労働省毎月勤労統計調査)		前年同月比 (%)	△ 1.1	△ 0.9	△ 0.6	△ 0.6	△ 0.5
	有効求人倍率[季節調整値] (厚生労働省職業安定業務統計)		(倍)	1.24	1.25	1.27	1.28	1.31
	完全失業率[季節調整値] (総務省労働力調査)		(%)	2.6	2.6	2.6	2.6	2.5
	実質国内総生産[GDP] (内閣府)		前期比 (%)	1.3			△ 0.3	

(注) 1 厚生労働省毎月勤労統計調査による数値は、同調査の事業所規模30人以上の数値(「再集計値」)である。

2 「きまって支給する給与」及び「所定内給与」は令和2年基準である。

3 「消費支出」については、農林漁家世帯を含む二人以上の世帯が対象である。

4 「消費者物価指数」、「国内企業物価指数」及び「常用雇用指数」は令和2年基準である。

9月	10月	11月	12月	令和5年				
				1月	2月	3月	4月	5月
304,032	305,314	305,698	305,890	303,874	303,526	306,819	310,867	307,674
2.6	2.3	2.6	2.5	1.7	1.4	1.0	1.0	2.1
269,061	272,262	270,255	272,509	269,281	266,574	267,445	269,995	269,385
1.5	1.5	1.6	1.7	0.8	0.3	△ 1.7	△ 1.0	△ 0.3
279,695	279,874	280,041	280,051	279,485	279,057	281,620	285,120	283,500
2.2	1.8	2.2	2.3	1.7	1.5	1.0	1.2	2.2
246,449	248,091	246,294	248,541	245,721	242,102	243,525	245,121	246,512
144.0	144.5	146.0	144.2	135.7	139.7	145.8	148.3	140.9
143.3	145.4	144.9	144.4	136.9	141.0	146.7	147.9	140.0
12.2	12.6	12.6	12.6	11.8	12.0	12.5	12.6	11.7
11.9	13.0	11.9	12.4	12.4	12.0	12.1	12.1	11.1
280,999	298,006	285,947	328,114	301,646	272,214	312,758	303,076	286,443
5.9	5.7	3.2	3.4	4.8	5.6	1.8	△ 0.5	△ 0.4
310,482	290,604	320,836	375,282	312,319	289,440	322,371	291,401	304,540
33.6	2.9	10.6	24.7	1.0	27.2	19.6	△ 5.7	△ 13.4
313,989	328,684	308,122	353,794	331,130	298,749	340,016	334,229	311,830
6.2	5.1	1.3	2.8	5.3	4.7	△ 1.1	△ 2.9	△ 1.0
297,454	314,409	286,921	394,784	303,234	306,015	366,029	317,044	313,667
19.3	3.9	△ 7.5	27.1	△ 16.6	20.8	29.1	△ 9.9	△ 19.9
3.0	3.7	3.8	4.0	4.3	3.3	3.2	3.5	3.2
2.6	3.2	3.9	4.1	4.3	3.4	3.5	3.7	3.2
10.4	9.7	10.0	10.6	9.5	8.3	7.4	5.8	5.1
△ 0.4	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.3	0.6	0.6	0.6	0.7	0.8
1.32	1.34	1.35	1.36	1.35	1.34	1.32	1.32	1.31
2.6	2.6	2.5	2.5	2.4	2.6	2.8	2.6	2.6
	0.1			0.8			1.2	